

みなとみらい21 新港地区
街並み景観ガイドライン(案)



みなとみらい21 新港地区街並み景観ガイドライン 目次（案）

はじめに	2
1 街づくりの歴史	2
2 新港地区の個性と街づくりの考え方	3
3 地区の整備イメージ（港湾計画・臨港地区・地区計画）	4
4 本ガイドラインの位置づけ	6
5 本ガイドラインの使い方	7
6 対象区域	8
手続き等	9
1 届出の対象となる行為（届出対象行為及び特定届出対象行為）	9
2 協議の対象となる行為（都市景観形成行為）	10
3 手続きの流れ	11
魅力ある都市景観を創造するための方針	12
方針1 みなとの情景の演出	14
方針2 歴史の継承	15
方針3 “島”としての個性の演出	16
景観形成項目	19
1 建物高さに関する事項	20
2 見通し景観の確保に関する事項	22
3 水際空間に関する事項	25
4 街並み形成に関する事項	27
5 建物等のデザインに関する事項	31
6 色彩に関する事項	34
7 屋外広告物に関する事項	37
8 屋根・屋上に関する事項	42
9 駐車場・駐輪施設に関する事項	44
10 夜間景観の演出に関する事項	46
11 道路及び緑地に関する事項（景観重要公共施設）	48
12 イベント時の緩和に関する事項	54

（資料編）

はじめに

みなとみらい21 新港地区街並み景観ガイドラインは、みなとみらい21 新港地区（以下「新港地区」）において建築行為などを行おうとする場合の基本的な考え方をまとめたものです。本ガイドラインに基づき、各事業内容等に応じて横浜市と事業者が連携し、創造的な話し合いによって、新港地区の魅力ある景観づくり、街づくりを進めていきます。

1 街づくりの歴史

新港地区は、東・北水堤（現在の内防波堤）や鉄さん橋（大さん橋の前身）の建設に引き続く横浜港の第二期築港工事として、国により建設されたのが始まりです。

新港ふ頭の建設は、二期に分けて行われました。第一期は、海面埋立工事で、明治 32（1899）年に着工し、明治 38（1905）年に竣工しました。第二期は残りの埋立と陸上施設の建設で、日露戦争が勃発し実現が危ぶまれましたが、工費の 3 分の 1 を横浜市が負担することにより、明治 39（1906）年に着工し、埋立は明治 44（1911）年、陸上施設は大正 6（1917）年に竣工しました。

この結果、埋立面積 69,727.7 坪（約 230,500 m²）岸壁延長 1,131.2 間（2,060m）鉄造上屋 11 棟、木造上屋 3 棟、れんが造倉庫 2 棟、50 トン起重機 1 基、その他鉄道、道路、上下水道、発電所等が完備された、わが国初の近代的ふ頭が完成しました。

大正 12（1923）年に起きた関東大震災は、新港ふ頭にも壊滅的な被害を与えましたが、港を重視した政府の判断により復旧は比較的早く、大正 14（1925）年には岸壁や護岸が修復され、昭和 5（1930）年までには、12 棟の上屋が新築又は改築されました。

第二次世界大戦中、ふ頭は軍の管理するところとなり、終戦後は米軍の進駐とともに全面的に接收されました。

新港ふ頭の大部分が接收解除されるのは、昭和 31（1956）年のことですが、これと並行して岸壁、上屋等の復旧工事が実施され、新港ふ頭は本来の機能を取り戻しました。

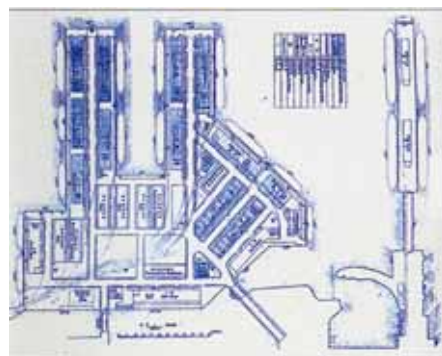
昭和 30 年代半ば頃から、貿易貨物量の急激な増加により施設の整備拡充が急務となり、昭和 35（1960）年から 38（1963）年にかけて、一文字地区の埋立や岸壁の延長工事が実施されました。しかし、山下、本牧、大黒等の新設ふ頭の完成および船舶の大型化、貨物のコンテナ化等により長い間横浜港の中心的役割を担ってきた新港ふ頭は、その役割を新設のふ頭に譲ることとなりました。その後、横浜の自立性の強化、港湾機能の質的転換、首都圏業務機能の分担、を目的に昭和 58（1983）年に着手した「みなとみらい 21 事業」の新港地区として位置づけ、昭和 63（1988）年に埋立免許を取得して以来、新たな街づくりを進めています。

新港地区の略年表

年次	項目
1899年（明治32年）	横浜税関第1期海面埋立工事（新港ふ頭）着手
1905年（明治38年）	第1期海面埋立工事完成
1906年（明治39年）	第2期拡張工事着手
1911年（明治44年）	第2期埋立竣工、「赤レンガ倉庫（2号）」完成
1913年（大正2年）	「赤レンガ倉庫（1号）」、「ハンマーヘッドクレーン」完成
1917年（大正6年）	「第2期陸上設備工事」完成（その後も拡充増築）
1956年（昭和31年）	冷蔵倉庫を除き接收解除
1979年（昭和54年）	「横浜市都心臨海部総合計画」（みなとみらい21計画の前身）発表
1983年（昭和58年）	みなとみらい21起工
1988年（昭和63年）	新港地区再開発（一文字地区前面埋立）着工
1994年（平成6年）	シーブルー事業開始
1995年（平成7年）	一文字地区前面埋立竣工
1997年（平成9年）	「自動車」オープン
1999年（平成11年）	「みなとみらい21 新港地区街並み景観ガイドライン」策定、「運河パーク」オープン、新港地区街開き
2001年（平成13年）	「新港パーク」オープン
2002年（平成14年）	「赤レンガ倉庫」、「山下臨港線プロムナード」オープン
2004年（平成16年）	「みなとみらい線」開業



昭和 5（1930）年頃の新港ふ頭



大正 6（1917）年頃の新港ふ頭および大さん橋

2 新港地区の個性と街づくりの考え方

(1) 地区の個性

新港地区は、都心臨海部の中でも独自の豊かな個性を持っています。

近代港湾発祥の地としての歴史性

- : みなとまちらしい風景
- : 歴史資産とその活用
- : 背後の関内市街地からの街並みの連担性

“島”としての個性

- : 独自の領域性、橋によるアプローチ
- : 都心部と近接した開放感ある水辺、「海」が介在する風景



海から見たみなとみらい21 新港地区と周辺市街地

みなとみらい21中央地区と関内・山下地区の結節点

- : 開港以来の市街地（関内）と新しい市街地（みなとみらい21 中央地区）の結節点
- : 臨港パークから山下公園へのウォーターフロントの快遊動線の中心

賑わいのあるみなとまち

- : 多様な利用者、市民、国内外からの観光客による賑わい
- : 赤レンガ倉庫や多様な緑地等の魅力的な施設



都心臨海部の一体化概念図

(出典:「みなとみらい21 新港地区 歴史と景観を活かした街づくり」)

(2) 街づくりの基本的な考え方

地区の個性を活かし、次のような街づくりを進めます。

街の“楽しさ”を実現する

21世紀の横浜港を支える港湾関連施設や、貿易振興や国際交流に貢献する施設、歴史性や静穏な内水面を活かした市民と港を結ぶ緑地等を整備し、賑わいと楽しさあふれる街づくりを進めます。

街の“優しさ”を実現する

人々がゆったりと心地よく快遊できるよう、広幅員で段差の少ない歩道や水際線を巡るプロムナード等を整備するとともに、わかりやすい誘導サインの設置など、人に優しい街づくりを進めます。

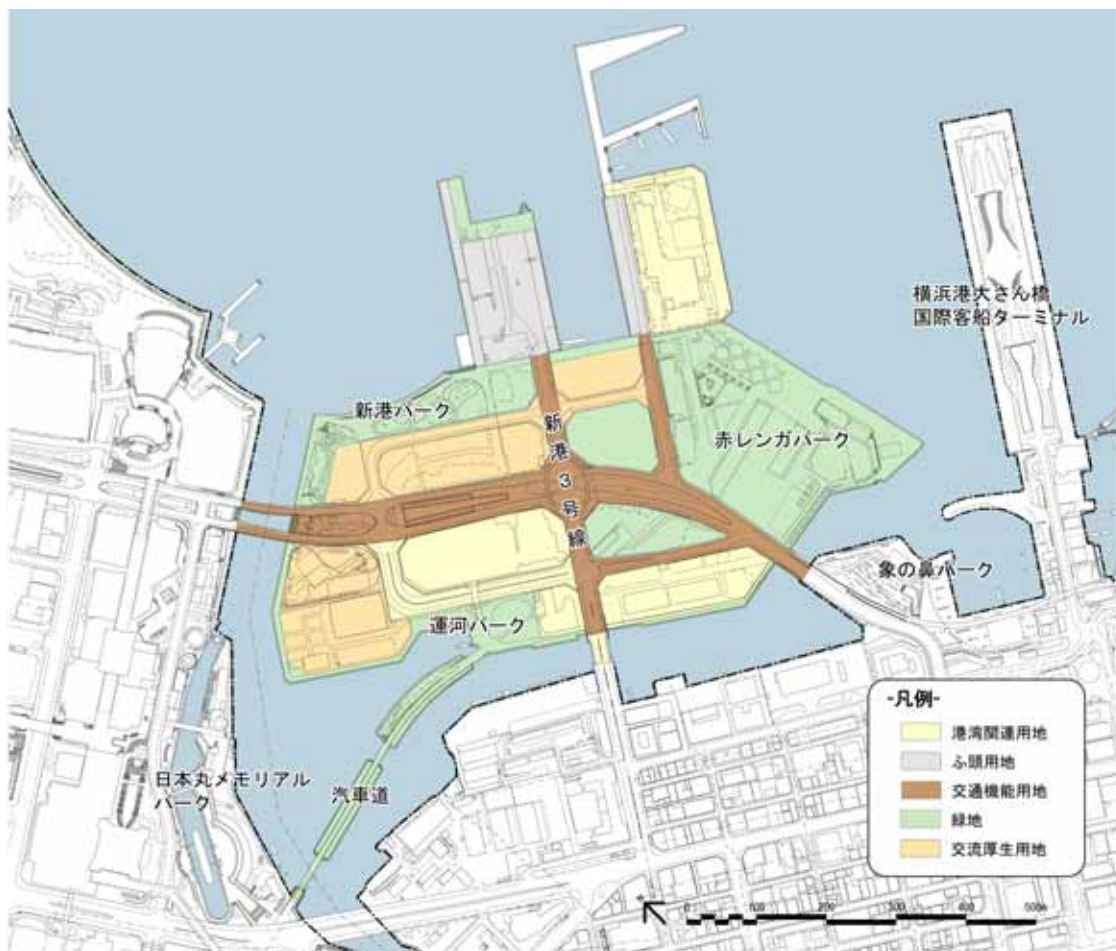
街の“美しさ”を実現する

みなとの情景を演出し、歴史と景観に配慮した魅力あふれる美しい街並み空間を形成します。

3 地区の整備イメージ（港湾計画・臨港地区・地区計画）

「横浜港港湾計画」及び「横浜港臨港地区」と「みなとみらい 21 新港地区地区計画」に定められている新港地区の土地利用等の整備イメージは下図の通りです。

港湾計画



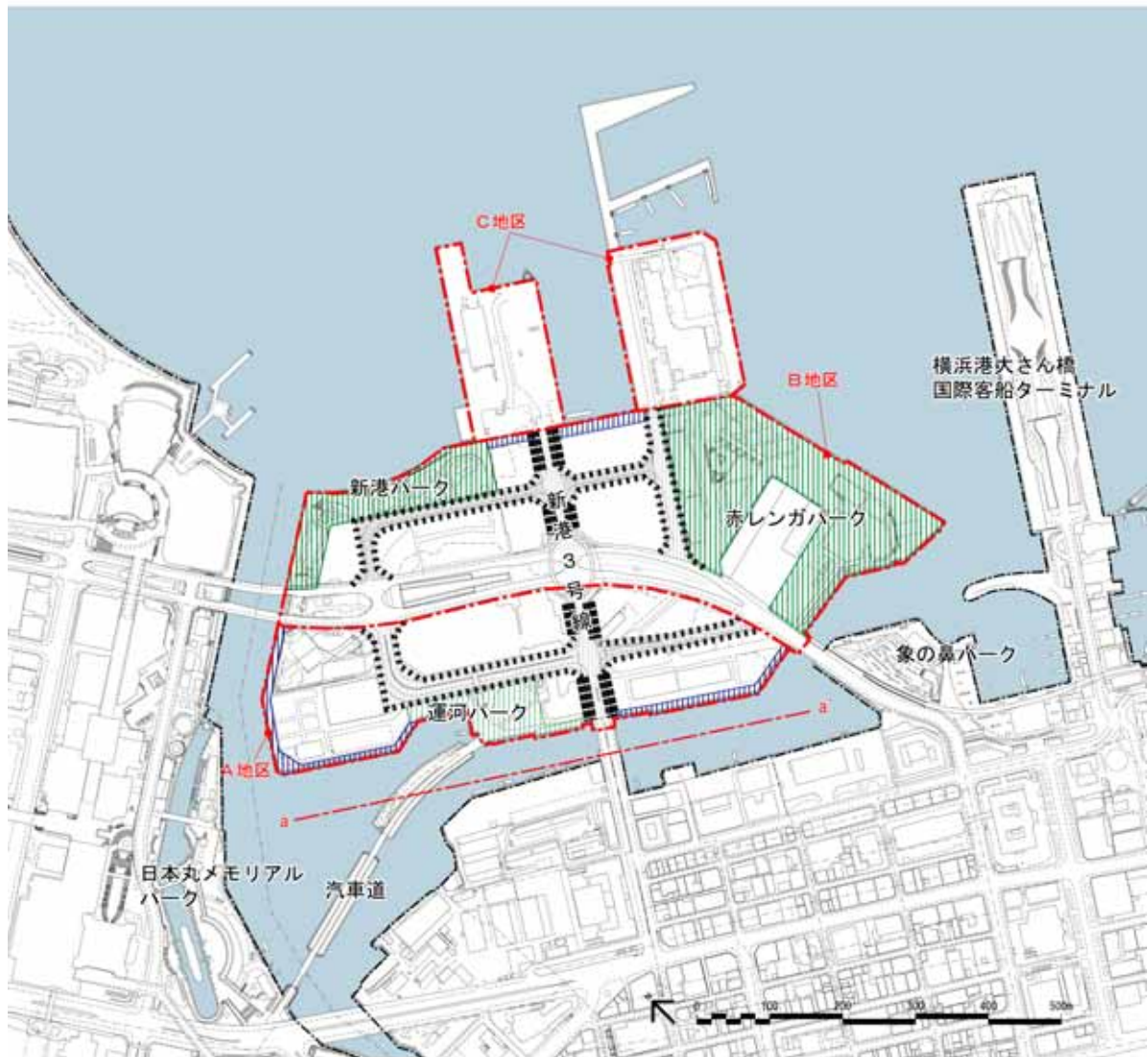
新港地区の土地利用計画（港湾計画）

臨港地区



新港地区の区分指定

地区計画



-凡例-

親水緑地	水際線プロムナード	
建築物の高さ	道路	壁面の位置の制限
A地区：高さ31m/45m*	幅員 9m、延長約200m 新港3号線の道路境界線から5.0m
B地区：高さ31m	幅員18m、延長約380m 地区施設道路（新港3号線を除く）の境界線から2.0m
C地区：高さ20m	幅員28m、延長約800m	

*：以下の場合、建築物の高さを45m以下とすることができる。

1. 建築物の高さが31mを超える部分が、新港3号線の道路境界線から20mを超える区域にあること
2. 建築物の高さが31mを超える部分を計画図に示す「a-a」軸を含む鉛直面に垂直に投影した部分の水平方向の長さの合計が、当該建築物の敷地の同面に垂直に投影した部分の水平方向の長さの4分の1以下であること

みなとみらい21 新港地区地区計画

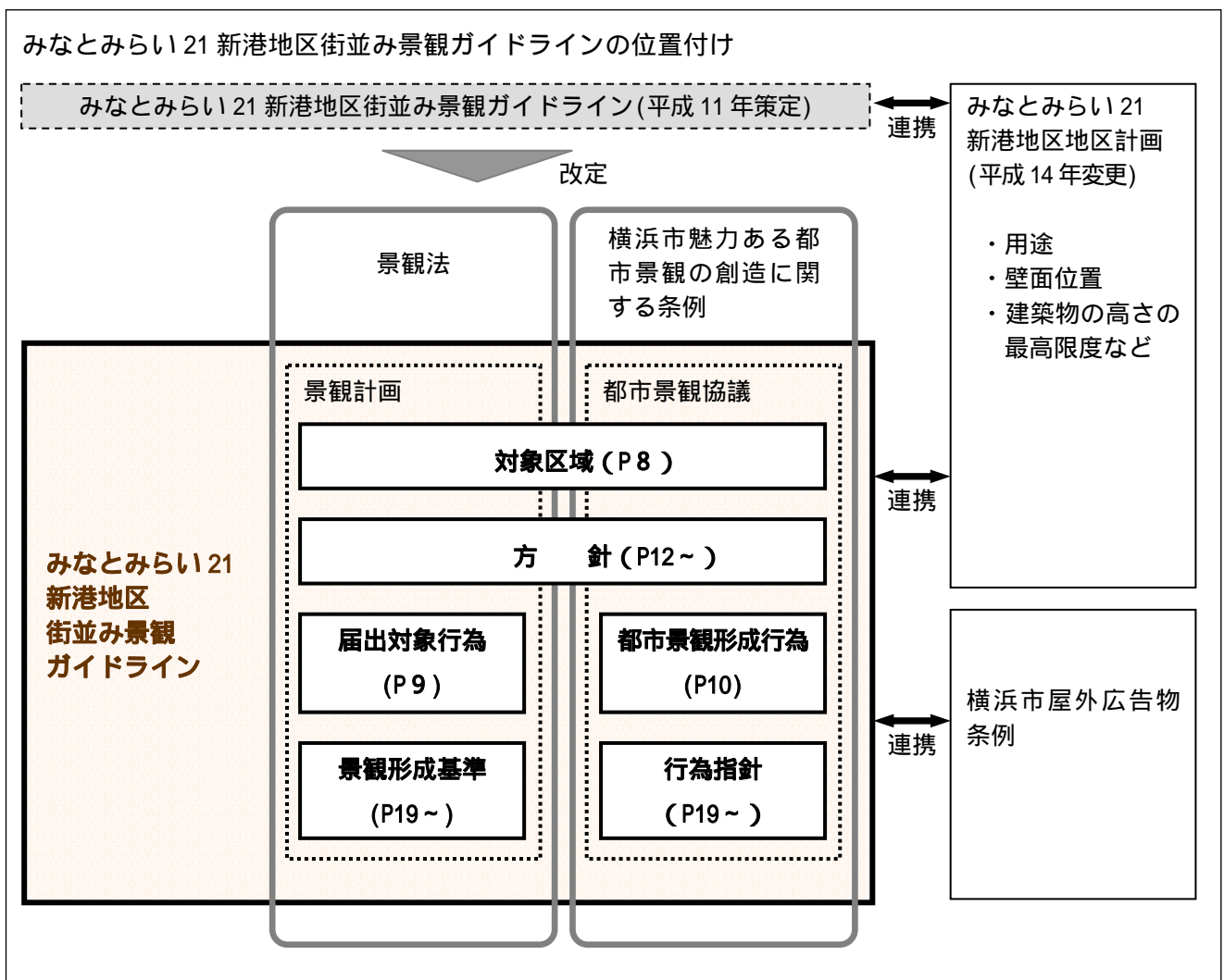
詳細は、横浜港港湾計画・横浜港臨港地区・みなとみらい21 新港地区地区計画を確認してください。

4 本ガイドラインの位置づけ

新港地区は、赤レンガ倉庫をはじめとした歴史資産を活かし、近代港湾発祥の地としての歴史性を継承し、“島”として個性が感じられる特色ある市街地の形成を目指しています。

そのため、平成 11(1999)年に良好な街並みを形成していくための「みなとみらい 21 新港地区街並み景観ガイドライン」を制定し、協議型の街づくりを進めてきました。

横浜市では、平成 16 年の景観法制定を受け、平成 18 年に横浜市景観ビジョンと横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例を制定し、新たな景観まちづくりの制度の運用を開始しました。これにあわせ、これまでの新港地区における街並みづくりの取り組みを再確認し、その精神および成果を引き継ぐため、景観計画と都市景観協議地区の位置づけを行います。



5 本ガイドラインの使い方

(1) 魅力ある都市景観を創造するための方針 (P12~)

新港地区の都市景観形成の方向性を示したものです。

(2) 景観形成項目 (P19~)

魅力ある都市景観を創造するために、建築行為等に対する制限や協議事項等を定めています。

各項目は、以下の構成となっています。

項目番号・タイトル	基本的考え方	景観形成基準又は行為指針の解説・事例
	景観形成基準や行為指針のもととなる基本的な考え方を示しています。	景観形成基準や行為指針に沿った具体的な配慮事項や、図解など。また、参考となる地区内外事例を示しています。

3 水際空間に関する事項

基本的考え方

- 新港地区を囲む水際を活かし、「高」を特徴付け、居心地良く快適な水際空間をつくるために、水際線プロムナードに準じて、敷地内に建物内外が一体となった開放的な空間を確保します。
- 「高」の歴史を伝える護岸・岸壁を歴史資産として尊重します。





行為指針 (景観協議) 1

- 図に示す「水際線プロムナード」は、水際の連続性を感じられるしつらえとする。
- 「水際線プロムナード」の幅員は、敷地側から海が感じられるよう視線の通る前後を配慮する。




行為指針 (景観協議) 2

- 「水際線プロムナード」は、橋に接する部分において、新港地区の支那として特徴ある橋詰めの広場を創出する。
- 橋詰めの広場に面する建築物は、新港地区の支那であることが感じられる形態設計とする。
- (a) 建築物は、新港地区の支那であることが感じられる形態設計とする。
- (b) 建築物の庇部は、橋詰めの広場に向いた外観の演出など、魅力的な橋詰めの空間を創出する。




行為指針 (景観協議) 3

対象: (建) (工)

- 「水際線プロムナード」に接する敷地においては、「水際線プロムナード」に向かって開放的な空間を設け、賑わいを創出する利用や施設の設置などにより、ゆとりある水際空間の演出を行う。
- 「水際線プロムナード」に接する敷地の建築物は、「水際線プロムナード」に向かって大きな開口や通り抜け通路を設けるなど開放的なしつらえとし、水際に対して圧迫感を与えない形態設計とする。
- 「水際線プロムナード」に接する敷地の建築物には、「水際線プロムナード」に面して一体的に市民が利用できる店舗等の空間を配置する。

○セットバックして水際空間を演出




○建築物の形態などを工夫





行為指針 (景観協議) 4

対象: (建) (工)

- 護岸や岸壁は、石積みとするなど歴史を感じられるしつらえとする。



ガイドラインの対象

- (建)：建築物を対象とした基準又は指針です
- (工)：工作物を対象とした基準又は指針です。

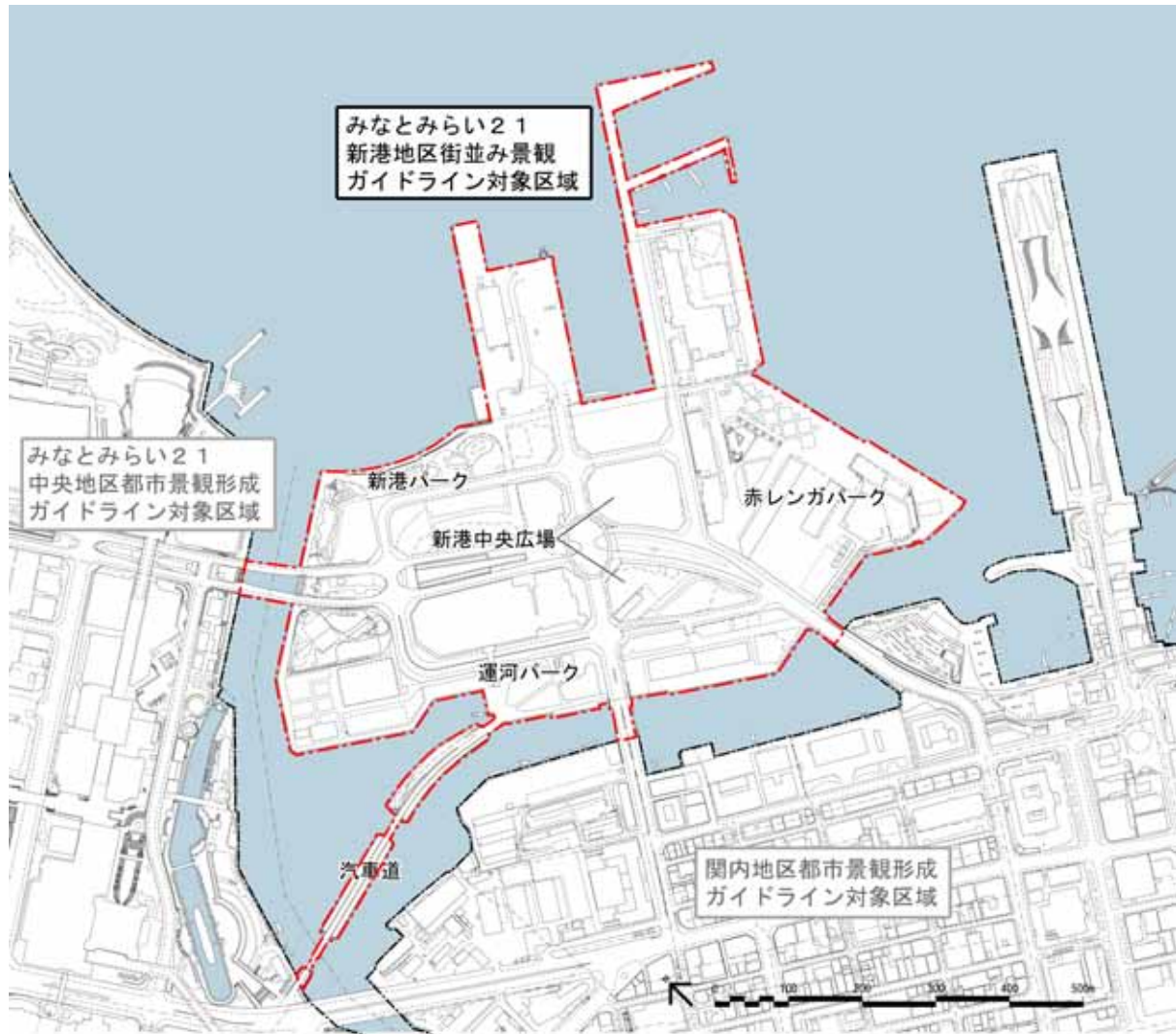
[景観形成基準]又は[行為指針]

[景観形成基準]とは、景観法第16条第1項の届出を要する行為ごとの、良好な景観の形成のための行為の制限であり、届出の際の審査事項となります。主に定量的な景観誘導の規定となっています。

[行為指針]とは、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、横浜市と協議を行う際の指針であり、主に定性的な景観誘導の規定となっています。

6 対象区域

対象区域は、下図に示すみなとみらい21 新港地区とします。



景観重要公共施設

景観重要道路

みなとみらい21 新港地区内の全ての道路法第2条に基づく道路

景観重要港湾施設

みなとみらい21 新港地区内の全ての港湾法第2条に基づく緑地、道路

手続き等

1 届出の対象となる行為(届出対象行為及び特定届出対象行為) - 景観法第 16 条第 1 項

次の(1)から(5)に掲げる行為を届出対象行為とし、(1)から(4)までの行為を特定届出対象行為とします。

該当する行為を行おうとする日の 30 日前までに、「景観法」に基づいて横浜市に対して届出を行う必要があります。

特定届出対象行為で景観形成基準の形態意匠の規定に適合しない場合は、変更命令の対象となる場合があります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転(外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。)
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転(外観の変更を伴わない改築は除く。)
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの
- (5) 特定照明

ただし、上記のうち、次のために行うものに該当する場合は、届出対象から除きます。

公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為

法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
事故、火災等により の施設又は の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

明らかに対象の制限項目が無い場合は届出は不要です。

屋外広告物に関する景観計画の規定は、屋外広告物条例に基づく規格となります。(景観計画の届出は不要だが、都市景観協議は必要。)

景観重要道路に関する事項(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条の占用許可の基準)の規定は、道路法に基づく占用許可基準となります。(景観計画の届出は不要だが、都市景観協議は必要)

みなとみらい 21 新港地区については、次の工作物を対象とします。(景観計画、都市景観協議地区共通)

垣、さく、塀、ネットフェンスその他これらに類するもの

擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの

建築物とならない駐車場、駐輪場

駐車場又は駐輪場に付属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの

コースター等の高架の遊戯施設又は観覧車等の回転運動をする遊戯施設

電気通信設備、電気工作物、無線設備

電話ボックスその他これらに類するもの

換気塔、冷却塔その他これらに類するもの

煙突、高架水槽その他これらに類するもの

鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

鉄塔、起重機、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの

橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
自動販売機、写真撮影機その他これらに類するもの
ベンチ

屋外に設置するデッキその他これらに類するもの

舗装(車道は除く)、植栽マスその他これらに類するもの

案内標識、案内サインその他これらに類するもの

ヘリコプター緊急離着陸場、緊急救助用スペース

風車

2 協議の対象となる行為（都市景観形成行為）

- 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条第1項

次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づいて横浜市と協議を行う必要があります。

（1）都市景観形成行為

建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築及び改築は除く。）

建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの

工作物の新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）

工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの

屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置（建築物又は工作物に表示又は設置するもの、広告塔、広告板、立看板（可動式のもの）及び広告旗、のぼり旗、その他これらに類するものに限る。）

特定照明

（2）特定都市景観形成行為

次の行為を行おうとするときは、あらかじめ横浜市都市美対策審議会の意見を聴いて協議を進めます。

地区区分図に示すA地区において高さが31mを超える建築物の新築又は移転

地区区分図に示すB地区において高さが20mを超える建築物の新築又は移転

地区区分図に示すA地区において建築物の高さが31mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの

地区区分図に示すB地区において建築物の高さが20mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの

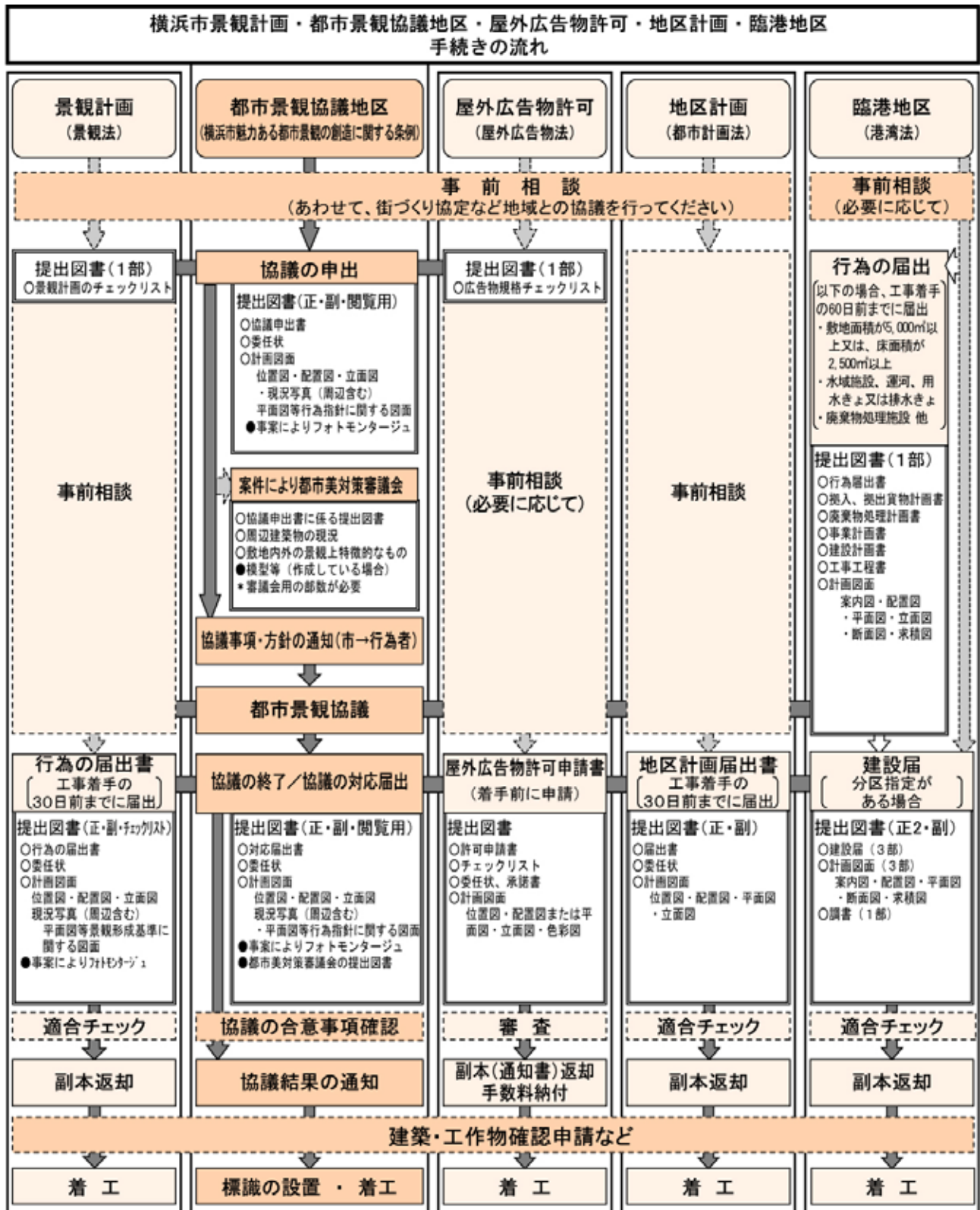
土地に定着する工作物（鉄塔、起重機、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、起重機、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から31mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）

土地に定着する工作物（鉄塔、起重機、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、起重機、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から31mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの



地区区分図

3 手続きの流れ



「協議の申出」から「協議結果の通知」までに通常要すべき標準的な期間は50日です。ただし、特定都市景観形成行為の場合は、60日です。なお、この期間は協議の状況により前後するものです。

魅力ある都市景観を創造するための方針

新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を活かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきました。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい 21 中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきました。

新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられます。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきました。

このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、新港地区の特徴を活かした景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっています。

これら地区の特徴を伸長し、新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行います。

魅力ある都市景観を創造するための方針

方針1 みなとの情景の演出

海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくります。

開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくります。

方針2 歴史の継承

歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守ります。

歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりある街並み景観をつくります。

方針3 “島”としての個性の演出

歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観*をつくります。

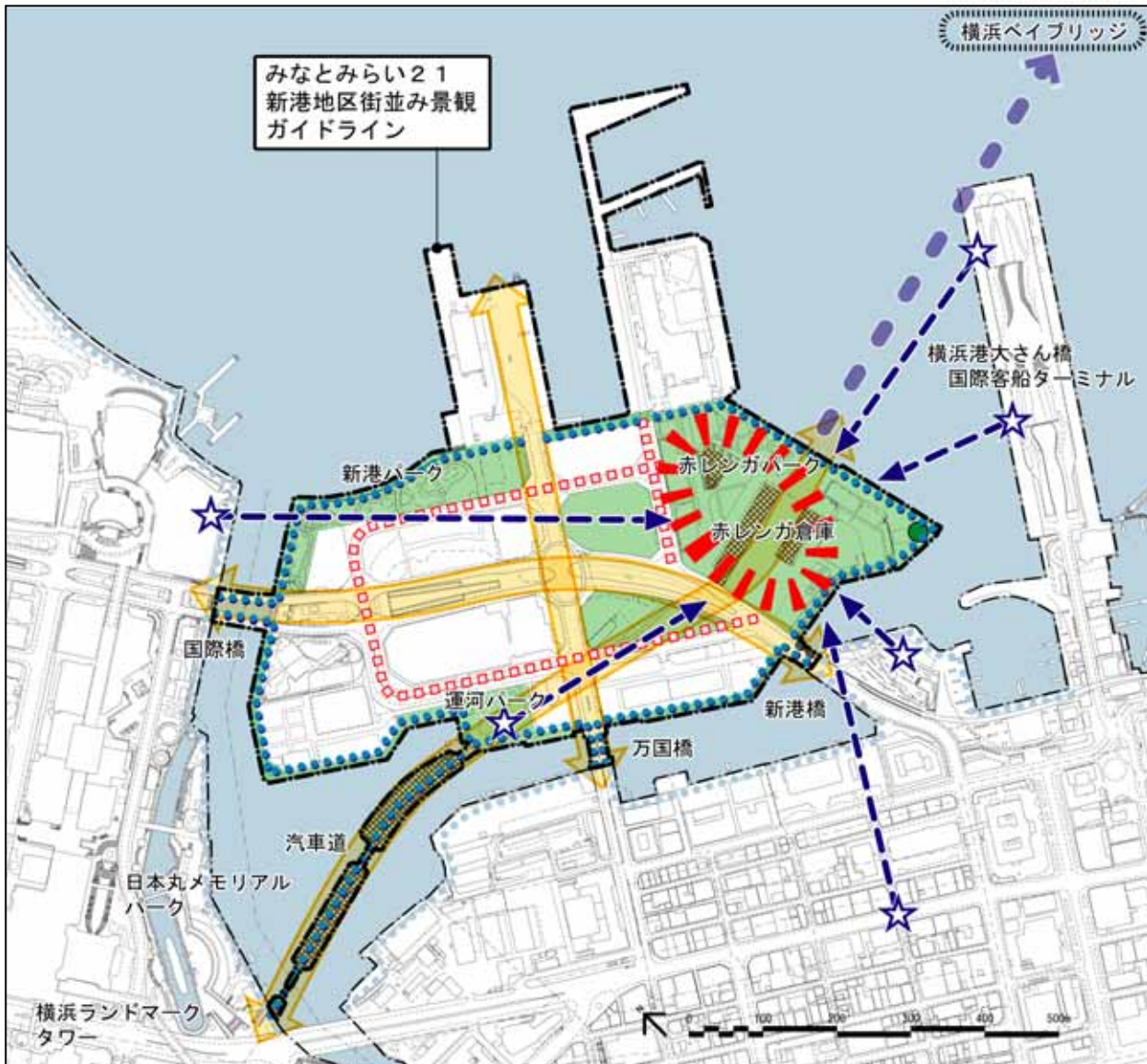
歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくります。

周辺地区からの見下ろし景観を意識します。

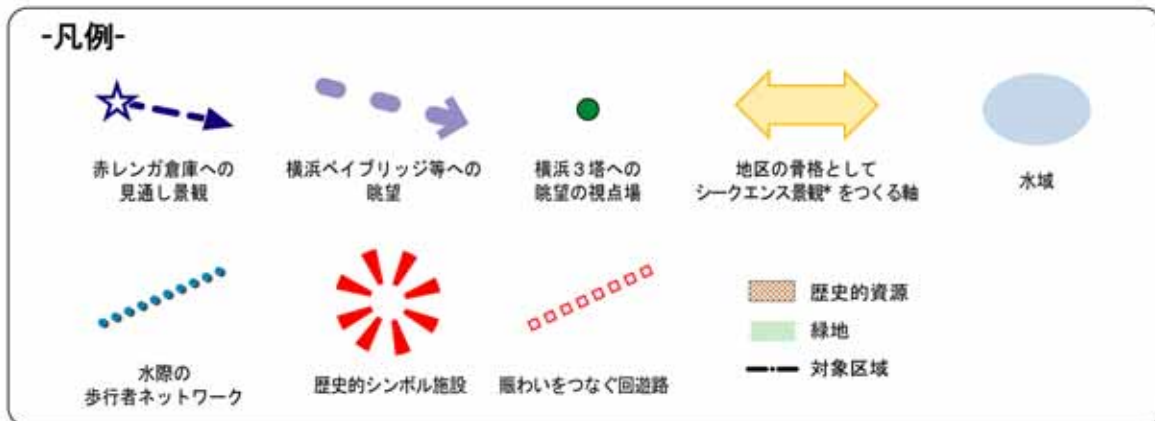
景観形成項目

- 1 建物高さに関する事項
- 2 見通し景観の確保に関する事項
- 3 水際空間に関する事項
- 4 街並み形成に関する事項
- 5 建物等のデザインに関する事項
- 6 色彩に関する事項
- 7 屋外広告物に関する事項
- 8 屋根・屋上に関する事項
- 9 駐車場・駐輪施設に関する事項
- 10 夜間景観の演出に関する事項
- 11 道路及び緑地に関する事項
- 12 イベント時の緩和に関する事項

*:シークエンス景観とは「見る人が移動することで変化する一連の景観」を指します



街並み形成概念図



*: 見る人が移動することで変化する一連の景観

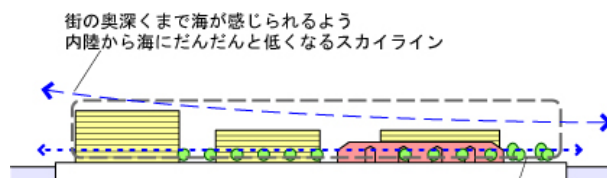
海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくります。

街並みの連続性をつくりながら、内陸から海に向かってゆるやかに建物の高さや密度を変化させることで、街の奥深くまで海が感じられる街並みを目指します。

同時に、海に面する緑地等にゆとりのある空間を設け、海への開放感が感じられる街並みをつくります。

【対応する景観形成項目】

- 1 建物高さに関する事項
- 3 水際空間に関する事項
- 11 道路及び緑地に関する事項



高さを抑えることで、建物同士に連続感が生まれ、島としてのまとまりを持った街並み



新港3号線（万国橋通り）のスカイライン

開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくります。

水際線を歩行者空間として開放し、建物は水域に対して表情をつくることで、魅力的な水辺空間を目指します。

また、水域を囲んで隣接するみなとみらい 21 中央地区や関内地区の対岸からの眺望を意識した空間形成を図り、落ち着いた居心地の良い水際空間を目指します。



開放的で居心地のよい水際



水際の歩行者ネットワークと水域

【対応する景観形成項目】

- 3 水際空間に関する事項
- 11 道路及び緑地に関する事項

方針 2 歴史の継承

歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守ります。

新港地区には古くから港湾機能があり、赤レンガ倉庫はみなとまち横浜の歴史を表す象徴的な建物です。

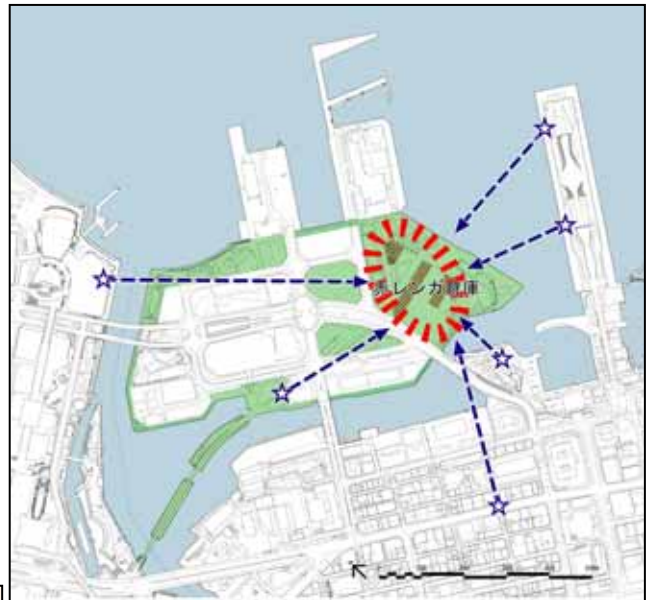
地区内外で赤レンガ倉庫を望むことのできる場所を視点場とし、各視点場からの見通し景観を守ります。



赤レンガ倉庫

【対応する景観形成項目】

- 2 見通し景観の確保に関する事項
- 11 道路及び緑地に関する事項



歴史的シンボル施設（赤レンガ倉庫）と視点場

歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりある街並み景観をつくります。

新港地区では、赤レンガ倉庫を地区の歴史的シンボルとした街並み形成を行います。海から見た構成として、赤レンガ倉庫を中心として比較的low層の建物が群として景観を形成しています。

赤レンガ倉庫を中心に、新港橋や自動車道などの歴史性を意識し、高さを抑えた建物群により特徴的な景観形成をします。



新港地区の街並み
海からの景観構成

【対応する景観形成項目】

- 1 建物高さに関する事項
- 5 建物等のデザインに関する事項
- 6 色彩に関する事項
- 7 屋外広告物に関する事項
- 10 夜間景観の演出に関する事項



新港橋



自動車道



赤レンガ倉庫と旧税関跡

方針3 “島”としての個性の演出

歴史やみなとらしさを生かしたシークエンス景観*をつくります。

*：見る人が移動することで変化する一連の景観

新港地区は、みなとみらい21中央地区と関内地区に接し、常に人の流れが生まれる地区です。

新港地区の入口となる自動車道、万国橋、新港橋、国際橋を起点として、沿道景観や歴史的資源への通景、海やベイブリッジ等への視線の抜け、船等の港の情景を感じられる景観、背景となる周辺市街地など、各軸の特徴を活かした景観の移り変わりを演出します。



【対応する景観形成項目】

- 1 建物高さに関する事項
- 2 見通し景観の確保に関する事項
- 4 街並み形成に関する事項
- 5 建物等のデザインに関する事項
- 11 道路及び緑地に関する事項

自動車道軸：自動車道から赤レンガ倉庫へとつながり、正面にはベイブリッジを望む、過去～現在をつなぐ歴史の軸



万国橋軸：馬車道から連続し、新港地区の中央を真っ直ぐに貫く、新港地区のシンボルとなる軸



国際橋・新港橋軸：みなとみらい21中央地区、新港地区、関内地区を結び、横浜のみなとをつなぐ軸



歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくります。

建物低層部に楽しい活動や多様な機能を配置し、開放性をもたせることで、街に連続性のある賑わいと活気を創出し、歩いて楽しい街並みを目指します。

“島”を感じられるような、地区内の快遊性を高めます。



賑わいをつくる建物低層部

【対応する景観形成項目】

- 4 街並み形成に関する事項
- 7 屋外広告物に関する事項
- 9 駐車場・駐輪施設に関する事項
- 10 夜間景観の演出に関する事項



賑わいをつなぐ街並みの形成

周辺地区からの見下ろし景観を意識します。

新港地区は、隣接する高層建築群からの眺望景観として、海やその先に広がる遠景に対する近景として見下ろされることとなります。

この見下ろし景観を積極的に演出することで、“島”としてのまとまりをつくります。



横浜ランドマークタワーからの眺望



新港地区を見下ろす高層建築群

【対応する景観形成項目】

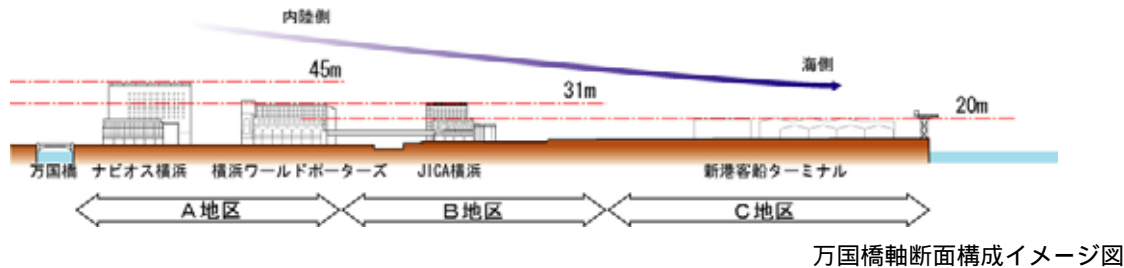
- 7 屋外広告物に関する事項
- 8 屋根・屋上に関する事項

· 景觀形成項目

1 建物高さに関する事項

基本的考え方

- ・ 内陸側からも海が感じられ、ゆとりのある街並みを実現するために、建物高さを抑制します。
- ・ 海への開放感を演出するために、水際に面する部分はプロムナードに配慮し、圧迫感を与えない建物高さとします。



行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

A地区

- ・ 建築物の高さが 31mを超える場合は、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。
- ・ 土地に定着する工作物で高さが 31mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 31mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。



地区区分図

B地区

- ・ 建築物の高さが 20mを超える場合は、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。
- ・ 土地に定着する工作物で高さが 20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 20mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。

その他の地区

- ・ 土地に定着する工作物で高さが 20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 20mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。



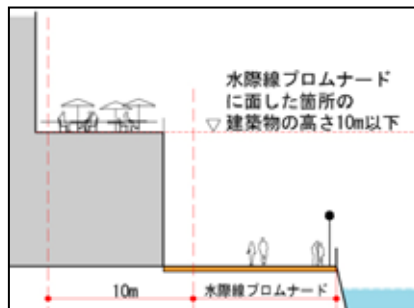
景観形成基準（景観計画） 1

対象：(建)

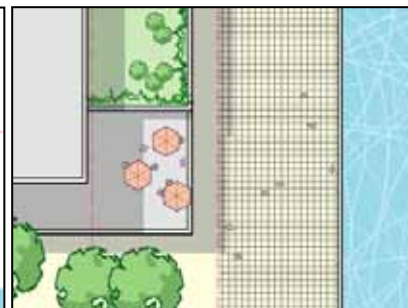
- ・ 図に示す「水際線プロムナード」に接する敷地においては、海への開放感を演出するため、当該水際線プロムナードの境界から奥行き 10mの範囲については、建築物の高さの最高限度を 10mとする。



水際線プロムナード



水際線プロムナードに面する部分の高さ制限



地区計画と行為指針との関係

		A 地区	B 地区	C 地区
地区計画	区域の整備・開発及び保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の最高高さをおおむね 31m とする。ただし、景観形成上も適切である場合には、高さの最高限度を 45m とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の最高高さをおおむね 20m とする。ただし、景観に配慮した場合には、高さの最高限度を 31m とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の最高高さをおおむね 20m とする。
	地区整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さは、31mを超えてはならない。 ・ ただし、次に掲げる条件に該当する場合は 45m以下とすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さが 31mを超える部分が、新港 3 号線の道路境界線から 20mを超える区域にあること 2 建築物の高さが 31mを超える部分を計画図に示す a-a 軸を含む鉛直面に垂直に投影した部分の水平方向の長さの合計が、当該建築物の敷地を同面に垂直に投影した部分の水平方向の長さの 4 分の 1 以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さは、31mを超えてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さは、20mを超えてはならない。
行為指針（景観協議）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さが 31mを超える場合は、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。 ・ 土地に定着する工作物で高さが 31mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 31mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害せず、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さが 20mを超える場合は、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。 ・ 土地に定着する工作物で高さが 20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 20mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地に定着する工作物で高さが 20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 20mを超えるものは、新港地区内及び対岸から赤レンガ倉庫や海への眺望を阻害しないよう形態意匠を工夫する。

2 見通し景観の確保に関する事項

基本的考え方

- ・新港地区を特徴づける景観として、“歴史的シンボルである赤レンガ倉庫への見通し景観”と“海をはさんだ横浜港大さん橋国際客船ターミナル・横浜ベイブリッジへの眺望”を保全するため、空地の確保や建物等の配置・形状の工夫を行います。

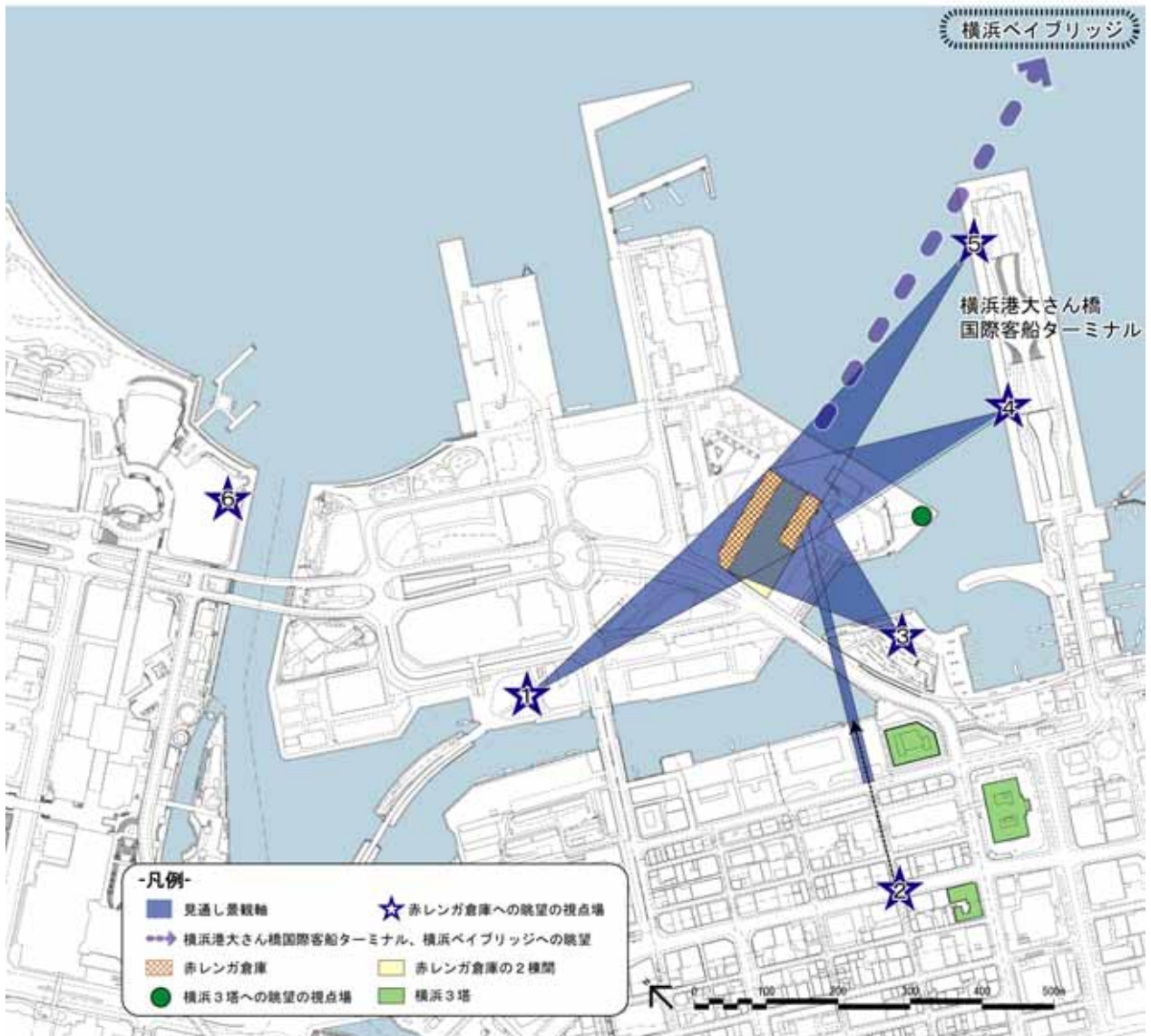


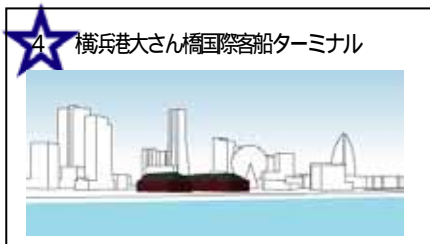
図 2 - 1 見通し景観軸



■ 景観形成基準（景観計画）1

対象：(建)

- ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、図2-1に示す「見通し景観軸」内に建築してはならない。ただし、赤レンガ倉庫への見通し景観を著しく阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。



■ 景観形成基準（景観計画）2

対象：(工)

- ・工作物（小規模で明らかに見通し景観を阻害しないものを除く。）は、図2-1に示す「見通し景観軸」を避けて設置し、赤レンガ倉庫への見通し景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

■ 行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

- ・図2-1に示す視点場6から赤レンガ倉庫への眺望を確保する見通し景観を形成する。



国際協力センターからの眺望

■ 行為指針（景観協議）2

対象：(工)

- ・図2-1に示す「見通し景観軸」上の植栽や盛土は、魅力ある見通し景観を確保する。



軸線を意識した通行路や植栽の配置



赤レンガ倉庫に対して開放的な緑地



行為指針（景観協議）3

対象：(建) (工)

- ・赤レンガ倉庫の2棟間においては、横浜港大さん橋国際客船ターミナル及び横浜ベイブリッジへの眺望を確保する。



赤レンガ倉庫の2棟間から横浜港大さん橋国際客船ターミナル、横浜ベイブリッジへの眺望

赤レンガ倉庫については、横浜市認定歴史的建造物であるため、外観の変更などについては「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づく協議が必要です。

3 水際空間に関する事項

基本的考え方

- ・新港地区を囲む水際を活かし、“島”を特徴付け、居心地が良く快適な水際空間をつくるために、水際線プロムナードに接して、敷地内に建物内外が一体となった開放的な空間を確保します。
- ・“島”の歴史を伝える護岸・岸壁を歴史資源として尊重します。



水際線プロムナードと一体となった
建物前面の広場空間



建物内より水際を見通せる空間



水際線プロムナードに対し閉鎖的
で、水際線プロムナードが活
かされていない例

行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

- ・図に示す「水際線プロムナード」は、水際の連続性を感じられるしつらえとする。
- ・「水際線プロムナード」の植栽は、敷地側から海が感じられるよう視線の通る樹種や配置とする。



水際線プロムナード



視線の通る植栽（新港パーク）

行為指針（景観協議）2

対象：(建) (工)

- ・「水際線プロムナード」は、橋に接する部分において、新港地区の玄関として特徴ある橋詰め広場を創出する。
- ・橋詰め広場に面する建築物は、新港地区の玄関として次の工夫を行う。
 - (a) 建築物は、新港地区の玄関であることが感じられる形態意匠とする。
 - (b) 建築物の低層部は、橋詰め広場に向けた外観の演出など、魅力的な橋詰め空間を創出する。



地区の玄関口としての橋（新港橋）



橋詰め空間（万国橋）



行為指針（景観協議）3

対象：(建) (工)

- ・「水際線プロムナード」に接する敷地においては、「水際線プロムナード」に向かって開放的な空間を設け、賑わいを創出する利用や植栽の設置などにより、ゆとりある水際空間の演出を行う。
- ・「水際線プロムナード」に接する敷地の建築物は、「水際線プロムナード」に向かって大きな開口や通り抜け通路を設けるなど開放的なしつらえとし、水際に対して圧迫感を与えない形態意匠とする。
- ・「水際線プロムナード」に接する敷地の建築物には、「水際線プロムナード」に面して一体的に市民が利用できる店舗等の空間を配置する。

セットバックして水際空間を演出



水際線プロムナードと一体的な外部空間



水際に面した広場

建物の形状などを工夫



プロムナードに面して建物を開放



オープンカフェによる賑わいを創出した事例（神奈川県）



水際に向けた通り抜け通路の事例（神奈川県）

行為指針（景観協議）4

対象：(建) (工)

- ・護岸や岸壁は、石積みとするなど歴史を感じられるしつらえとする。

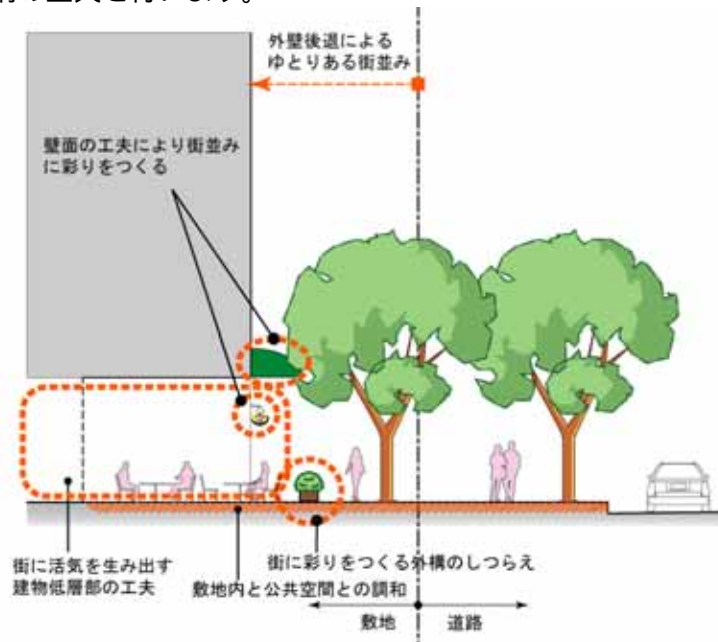


歴史を感じられる仕上げとした護岸

4 街並み形成に関する事項

基本的考え方

- ・各道路の性格に応じて統一感と特徴ある街並み形成を行うとともに、地区全体として調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建物の外壁後退やセミパブリック空間を充実します。
- ・活気ある街並みをつくるために、新港地区への入口や歩行空間を意識し、建物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行います。



新港3号線（万国橋通り）沿いの断面構成

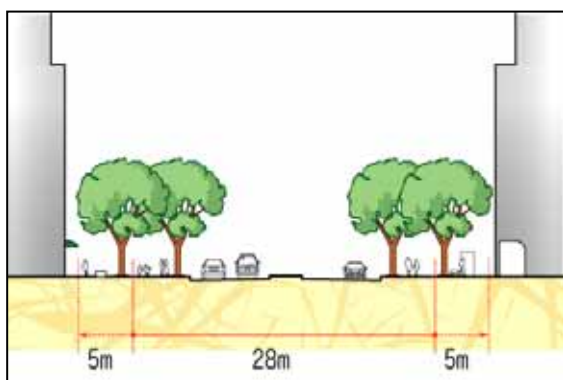
行為指針（景観協議）1

対象：㊦

- ・新港3号線（万国橋通り）に接する敷地の壁面後退部分には、道路内の植栽と並ぶ位置で二列植栽を行い、道路と敷地が一体となって連続的で緑豊かな街路空間を形成する。



新港3号線（万国橋通り）



外壁後退



外壁後退部への高木の植栽（片側2列植栽）



行為指針（景観協議）2

対象：(工)

- ・道路などに接する部分に設置する垣又はさくは、開放感のある形態意匠とする。
- ・植栽は、街路樹や緑地などと調和のとれた樹種とする。



植栽による開放的な境界部



透過性が高く落ち着いた色彩のフェンス（関内地区）

景観形成基準（景観計画）1

対象：(建) (工)

- ・歩道、「水際線プロムナード」又は港湾緑地に接する空地等の舗装は、これらの舗装材と同様の素材、色又はパターンとするなど、一体的な歩行空間を創出する形態意匠とするものとする。



敷地と道路との一体的な舗装



行為指針（景観協議）3

対象：(建)

- ・ 建築物の道路に面する低層部には、店舗や市民が利用できる空間など街に活気を生みだすための空間を配置する。
- ・ 街に活気を生みだすための空間の外壁は、ショーウィンドウ等の大型の開口部を設けるなど、歩行空間から賑わいをうかがえる形態意匠とする。
- ・ 建築物の交差点に面する部分は、街並みの連続性を阻害しないよう、形態意匠の工夫を行う。



ショーウィンドウ



低層部の賑わい空間とセミパブリック空間の確保による活気の演出をした事例
(東京都中央区)



1階部分の壁面後退

行為指針（景観協議）4

対象：(建) (工)

- ・ 壁面の緑化などにより街に彩りを与える工夫を行う。



ハンギングバスケットやベンチ等による街の彩り



■ 景観形成基準（景観計画）2

対象：(建) (工)

- ・ゴミ置き場等の付属施設や屋外階段などの建築物又は工作物は、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地等から容易に望めないような位置に配置するなど、通りの賑わいの連続性を阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合で、植栽で覆うなど賑わいを阻害しない形態意匠とするものは、この限りでない。



沿道景観に配慮した外階段のデザイン



付属設備等の修景と植栽

■ 行為指針（景観協議）5

対象：(建) (工)

- ・図に示すC地区においては、みなととしての機能を尊重しながら、新港地区の歴史が感じられる空間づくりを行う。



新港ふ頭



地区区分図

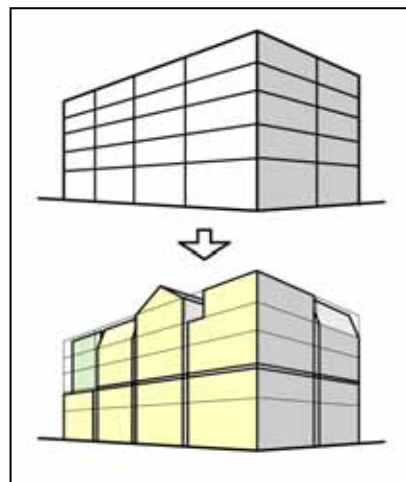
5 建物等のデザインに関する事項

基本的考え方

- ・ ”島“としての個性やみなとしての歴史性を活かした大規模な敷地・建物利用を継承しつつ、個別建物は分節化等の工夫により圧迫感を軽減し、歴史性や親しみが感じられる街並みを創出するデザインとします。



歴史性との調和に配慮したデザイン



建物スケールの分節化

行為指針（景観協議）1

対象：(建)

- ・ 建築物は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状を避け分節化などの工夫を行う。



ファサードデザインや色彩による分節化



壁面緑化により圧迫感を軽減した事例（東京都千代田区）



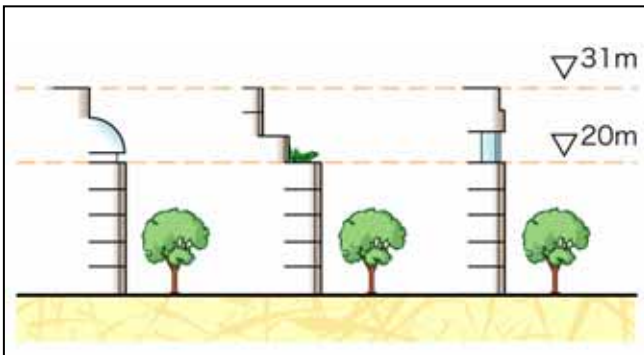
行為指針（景観協議）2

対象：(建)

- ・新港3号線に面する建築物の外壁の部分は、街並みの連続性を印象的に演出するため、高さ20m程度のラインを強調した形態意匠とする。



新港3号線（万国橋通り）



新港3号線（万国橋通り）沿道の外壁デザイン例



外壁デザインによる街並みの連続性の演出

行為指針（景観協議）3

対象：(建)

- ・建築物は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格のある形態意匠とする。
 - (a) 新港地区全体としてまとまりのある景観を創出するため、歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」に象徴される歴史的資源と調和する形態意匠とする。
 - (b) “島”としての立地を活かし、海や対岸からの眺望に配慮した形態意匠とする。
 - (c) ガラス面への張り紙の設置は避け、風格のある形態意匠とする。
 - (d) 新港地区の入口に位置する建築物は、“島”の玄関が感じられる形態意匠とする。
 - (e) 奇抜なものを避け、風格のある形態意匠とする。
- ・建築物は、対岸から赤レンガ倉庫への眺望を意識した配置及び高さとする。



歴史が感じられ風格のある建物デザインの事例（中区）



歴史が感じられ風格のある建物デザインの事例（中区）



行為指針（景観協議）4

対象：(建)

- ・建築物の頭頂部は、引き締まった風格が感じられ、周辺の街並みと調和するよう工夫する。



頭頂部をデザインした建物



頭頂部をデザインした建物（中区）

行為指針（景観協議）5

対象：(建)

- ・建築物の外壁は、歴史性を表現するレンガや石材又はこれらの質感を持つ素材と、水際に対して開放性を高めるガラスを組み合わせた形態意匠とする。



レンガとガラスを組み合わせたデザインの外壁



石の素材感を生かした外壁の事例(中央地区)

行為指針（景観協議）6

対象：(工)

- ・工作物は、新港地区内の建築物と調和し、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。



港らしさを意識した照明柱

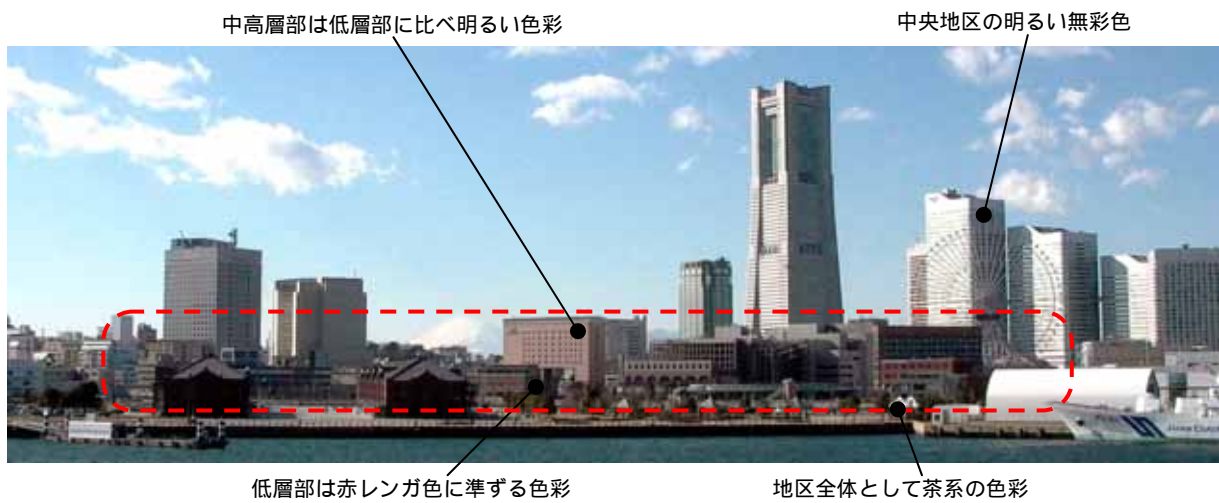
6 色彩に関する事項

基本的考え方

- ・新港地区内の建物等は、歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」と調和する色彩とし、まとまりのある街並みを目指します。



赤レンガ倉庫



中高層部は低層部に比べ明るい色彩

中央地区の明るい無彩色

低層部は赤レンガ色に準ずる色彩

地区全体として茶系の色彩

行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

- ・建築物の外壁及び工作物の色彩は、マンセル表色系で表6-1の推奨色とすることにより、新港地区としてまとまりのある街並みをつくる。



■ 景観形成基準（景観計画）1

対象：(建)

- ・建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で表6-1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 建築物の外壁の一部に使用するもので、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (b) レンガなど地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - (c) 遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (d) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (e) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (f) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合
- ・建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で表6-1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (b) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (c) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

■ 景観形成基準（景観計画）2

対象：(工)

- ・工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で表6-1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 同一敷地内の建築物の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (b) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合
 - 広域の範囲で統一してデザインされていて、新港地区の景観形成に寄与するもの
 - 小規模なもので当地区の街並みを阻害しないもの
 - (c) 新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場合
 - (d) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (e) 金属等の素材の色彩で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合。ただし、鋳物又はこれに類するもの場合は、マンセル表色系で色相が5BG、明度が3、彩度が6程度に限る。
 - (f) 無彩色のうち、マンセル表色系でN3程度の場合
 - (g) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (h) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (i) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合



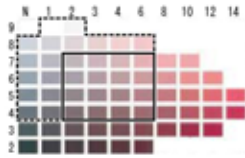
表 6 - 1

	色相	明度	彩度
景観形成基準（景観計画）			
建物、工作物	R、YR	9 以上	1 以上 2 以下
		4 以上 9 未満	6 以下
推奨色			
建物低層部（10m以下）	R、YR	4 以上 8 未満	2 以上 6 以下
建物中高層部（10m超える）	R、YR	5 以上 9 未満	1 以上 4 以下
道路占用	10YR	2	1
	10Y	3	0.2

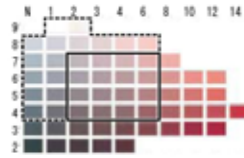
○低層部

◀ R(赤)系 ▶

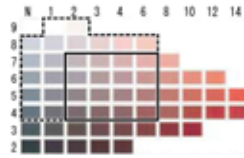
2.5R



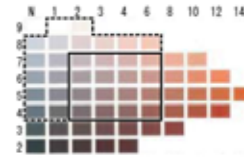
5R



7.5R

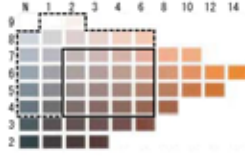


10R

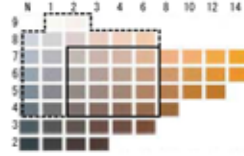


◀ YR(黄赤)系 ▶

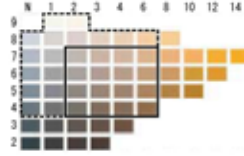
2.5YR



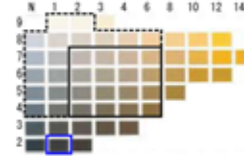
5YR



7.5YR

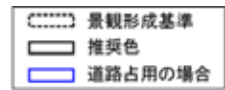
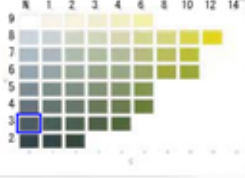


10YR



◀ Y(黄)系 ▶

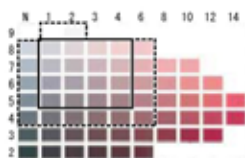
10Y



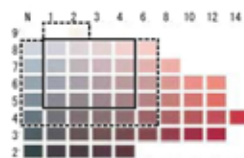
○中高層部

◀ R(赤)系 ▶

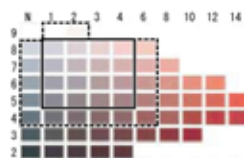
2.5R



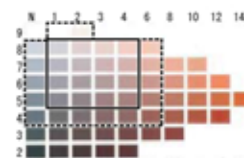
5R



7.5R

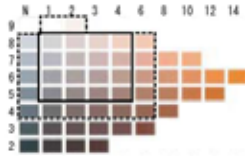


10R

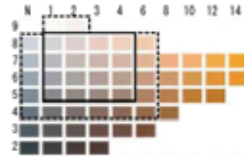


◀ YR(黄赤)系 ▶

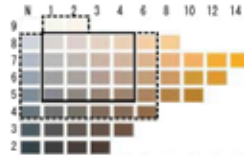
2.5YR



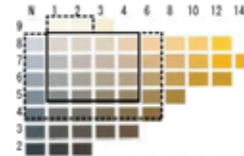
5YR



7.5YR



10YR



7 屋外広告物に関する事項

基本的考え方

- ・屋外広告物の氾濫による街並み景観の混乱を防止し、秩序ある景観を形成し街の賑わいを創出します。
- ・屋外広告物は、景観形成に留意し、質の高いデザインとします。



落ち着いた高層部の壁面看板



賑わいを演出するフラッグ



色彩を抑え周辺と調和した事例（中央地区）



集合表示された看板



行為指針（景観協議）1

- ・建築物又は工作物の中層部又は高層部に設置又は表示する屋外広告物は、落ち着いた中景及び遠景を創出する。
- ・建築物又は工作物の低層部に設置又は表示する屋外広告物は、賑わいに効果的なデザインや色彩等を工夫し、表7-1に示す質の高い広告景観を創出する。

表7-1

屋外広告物の 総量	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は、節度のある街並み景観をつくるため、総量を減らし、建築物ごとに集約を図る。 ・広告塔、広告板は、1敷地内の表示面積の合計が、当該敷地面積の1,000分の5以下の最小限の大きさとする。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い街並みや良好な環境の演出に寄与するものとする。 ・商品・サービス等の営利目的の部分を最小限の大きさとする。 ・品位の良さを感じられるデザインとする。
デザイン・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物デザインとの調和や新港地区の景観に配慮し、過度の自己主張とならないものとする。 ・質の高い街並みとするため、配置を工夫する。 ・店舗等の名称を示す場合は、集合表示とする。  <p>赤レンガ倉庫への眺望を阻害しないよう配置を工夫した広告板</p>
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅式のものや著しく高輝度のものを避け、新港地区の夜間景観の演出を阻害しないものとする。 ・低層部に設置する屋外広告物の照明は、新港地区の夜間景観と調和しながらも積極的に街の賑わいを演出するものとする。  <p>夜間景観に配慮した照明方式</p>
音による広告装置	<ul style="list-style-type: none"> ・大音量のものや過度に商品・サービスの宣伝等を目的としたものを避ける。
立看板等 (可動式のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（自己用広告物）とし、1面当たりの表示面積は1㎡以下、1店舗1箇所とすることで秩序ある広告景観を創出する。  <p>入口の脇に立看板を掲出することで賑わいを創出</p>



■ 景観形成基準（景観計画）1

・新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(a) 屋外広告物共通

屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下、「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

イ 設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合

(b) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(c) 表示面積の合計が10㎡以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む）は設置等することができない。

(d) 表示面積の合計が10㎡以内の自己用広告物を含む全てのアドバルーンを利用することができない。

(e) 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。

(f) 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。

■ 景観形成基準（景観計画）2

・屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(a) 壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）

壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次の から までの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。

地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

ア 1か所あたりの表示面積は25㎡以下とすること。

イ 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面の面積の10分の1.5以下とすること。

ウ 窓面に設置等するものは、窓面1か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の10分の5以下とすること。



地上からの高さが 10mを超え 20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- ア 1か所あたりの表示面積を 50 m²以下とすること。
- イ 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の 10分の2以下とすること。
- ウ 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
- エ 窓面に設置等することができない。

地上からの高さが20mを超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- ア 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
- イ 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは 3 m以下とすること。
- ウ 窓面に設置することができない。
- エ 建築物 1棟あたり、表示内容を 1種類とし、設置数を 2か所以内とすること。

(b) そで看板（フラッグを含む）

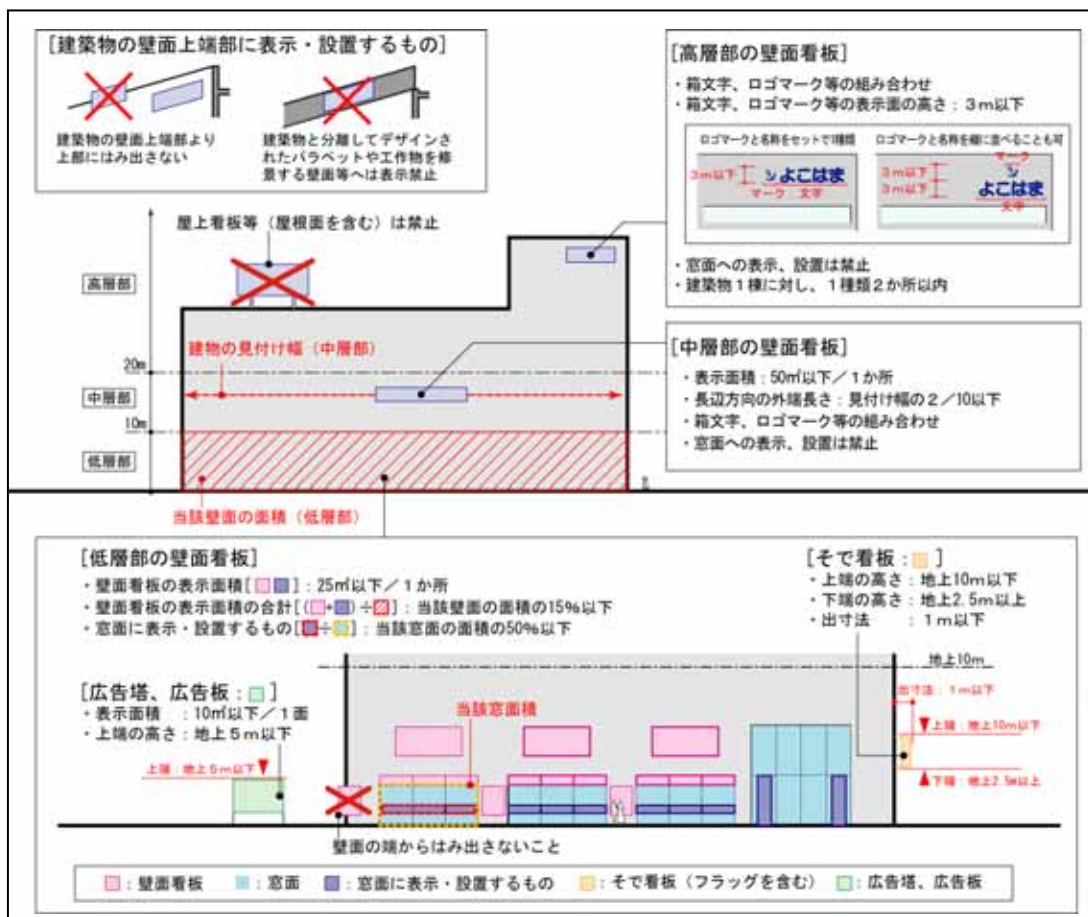
そで看板（フラッグを含む）は、次の各号に適合するものとする。

- ア 上端の高さを地上から 10m以下とすること。
- イ 下端の高さを地上から 2.5m以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあっては路面から 2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては、車道とみなす。）にあっては、路面から 4.5m以上とすること。
- ウ 出寸法は 1 m以下とすること。

(e) 広告塔、広告板

広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。

- ア 1面当たりの表示面積は 10 m²以下とすること。
- イ 上端の高さを地上 5 m以下とすること。





行為指針（景観協議）2

- ・催事等のために一時的に設置するものは、表 7 - 2 を目安とし、質の高い広告景観を演出する。

表 7 - 2

屋外広告物の種類	設置の目安
外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	・新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準
広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	・間口 4 m に対し 1 本以内
立看板（可動式のもの）	・複数設置する場合には、1 壁面に対し 2 か所以下
壁面看板、そで看板、広告塔、広告板	・新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準
非自己用広告物の設置について	・主催、共催、協賛、協力等の位置づけのある企業とし、位置づけを明記

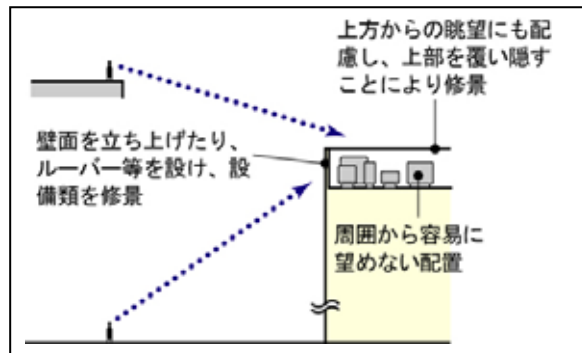
8 屋根・屋上に関する事項

基本的考え方

- ・ “島”として周辺地区から見下ろされることや対岸や橋からの眺望を意識し、屋根や屋上をデザインし風格が感じられる眺望景観をつくります。



横浜ランドマークタワーからの見下ろし景観



屋上の設備や工作物の景観的工夫

景観形成基準（景観計画）1

対象：(建) (工)

- ・ 建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できないような配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。



見下ろし景観に配慮した設備類を修景した事例（東京都港区）



設備類を覆い隠すことによる修景



行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

- ・ 建築物は、屋上緑化や屋根形状の工夫により、周辺地区からの見下ろしに対し、風格を感じられる見下ろし景観を創出する。



見下ろし景観に配慮した屋根の事例(東京都港区)



屋上緑化を設けた事例(中区)



屋上庭園を設けた事例(東京都港区)

9 駐車場・駐輪施設に関する事項

基本的考え方

- ・安全に楽しく快遊できるよう、駐車場・駐輪施設の位置や形態は、街並みの連続性を阻害しないものとします。

行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

- ・駐車場及び駐輪施設は、建築物の内部に取り込むなど、街並みの連続性を阻害しないようにし、やむを得ず建築物の外部に設置する場合は、周辺から駐車車両が見えないよう、駐車場又は駐輪施設の外周及び施設内に植栽を配置する等の工夫を行う。



高木等の植栽をし、かつ歩道より低いレベルでつくられた青空駐車場



建物とデザインが一体となった駐車場

行為指針（景観協議）2

対象：(建) (工)

- ・駐車場及び駐輪施設で建築物の内部に設置するものは、壁、ルーバーや植栽等の設置により街並みの連続性を阻害しない形態意匠とする。
- ・駐車場及び駐輪施設の出入口は、歩行者の安全性を確保しつつ、植栽等の設置により街並みの連続性を阻害しないしつらえとする。



植栽により街並みに配慮した駐車場の事例（東京都港区）



街並みの連続性を確保するためにルーバーを設けた立体駐車場の事例（中央地区）



建物内部への設置



行為指針（景観協議）3

対象：(建) (工)

- ・ 駐車場への主要な出入口は、新港3号線又は臨港幹線に面する位置への設置を避け、街並みの連続性を阻害しないものとする。



駐車場への出入りを制限する道路

10 夜間景観の演出に関する事項

基本的考え方

- ・夜間の街の賑わいと楽しさ、美しさを実現するため、安全性を確保するとともに魅力的な夜間景観を演出します。
- ・過剰な演出照明等は避け、赤レンガ倉庫等の歴史的資源を活かしたまとまりのある照明計画により、海に囲まれた“島”を意識させ、歴史資源が引き立つ夜間景観をつくります。

行為指針（景観協議）1

対象：(建) (工)

- ・建築物の低層部の壁面や敷地内の歩行者空間に設置する照明は、夜間の安全性と賑わいをつくるため、道路照明と調和のとれたものとする。
- ・魅力ある街路空間を演出するため、建築物内部の照明が建築物の外部に漏れるようしつらえの工夫を行う。
- ・夜間景観を演出する照明は、温かみのある色温度3,000ケルビン程度の光源を用いる。



低層部の賑わいのある夜間景観の演出



歩行空間に沿って壁面に設置された照明



色温度を3,000ケルビン程度に統一した事例(東京都港区)



行為指針（景観協議）2

対象：(建) (工)

- ・水際線の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。
- ・夜間の魅力あるスカイラインを創出し、遠景における街の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部に照明の演出を行う。
- ・橋梁の照明は、“島”への玄関であることを認識できる演出を行う。



見下ろし景観（横浜ランドマークタワーより）



水面への映り込みにより島を意識させる
水際線プロムナードの照明



建築物の頂部の効果的な照明



“島”への入口を演出する照明（汽船道）



歴史的施設のライトアップ

景観形成基準（景観計画）1

(建) (工) / （イベント等においても緩和の対象外とします）

- ・「赤レンガ倉庫」は、歴史が感じられる魅力的な夜間景観を演出するため、投光器等で照らすものとする。

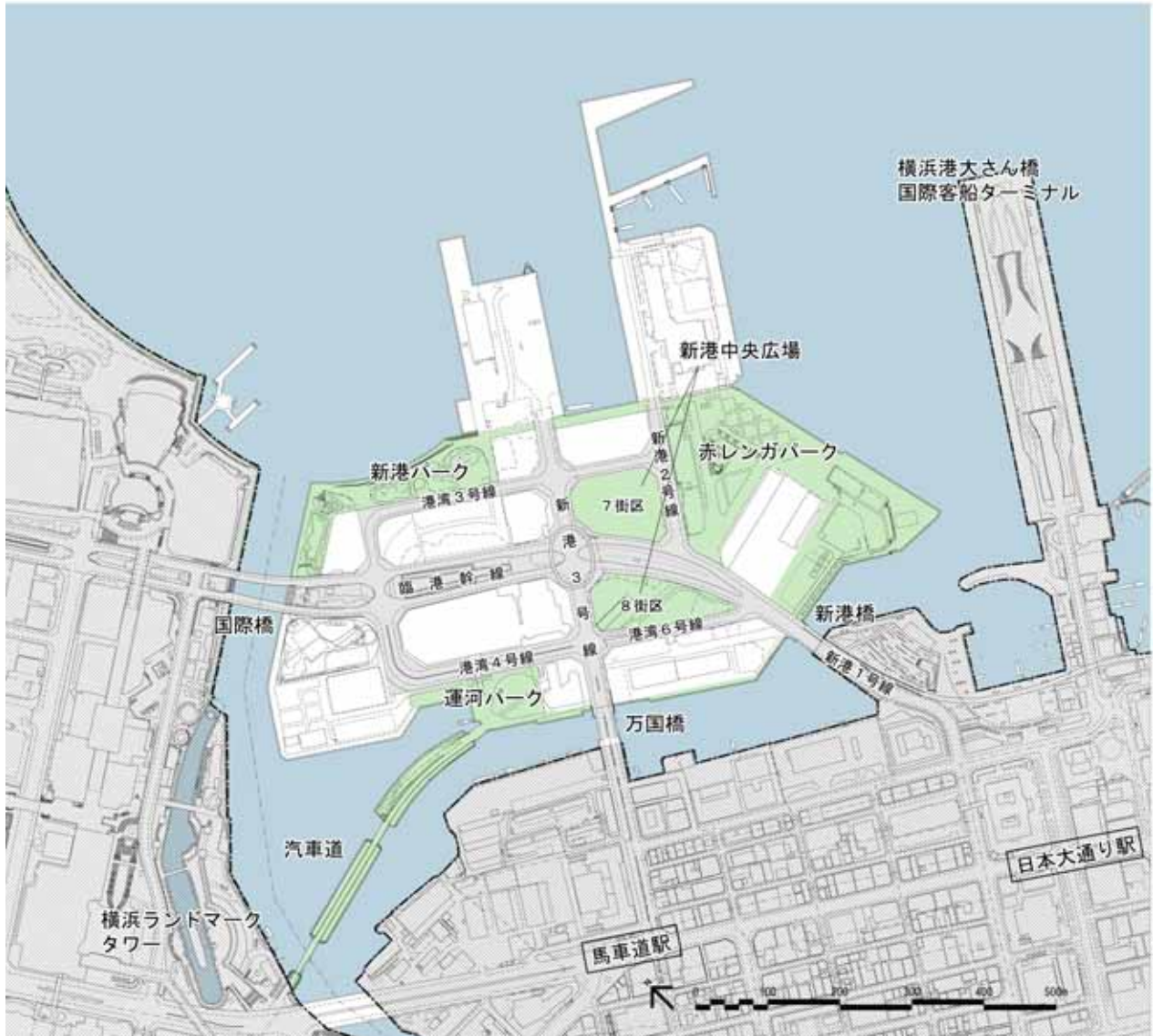


赤レンガ倉庫のライトアップ

11 道路及び緑地に関する事項（景観重要公共施設）

基本的考え方

- ・ 公共施設は機能性を確保するとともに、地区の“島”としての個性を活かす景観づくりを目指します。
- ・ 万国橋軸（新港3号線）、国際橋・新港橋軸（臨港幹線）は、周辺地区との連続性をもたせます。
- ・ バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成を行います。



景観重要公共施設

景観重要道路

みなとみらい 21 新港地区内の全ての道路法第 2 条に基づく道路

景観重要港湾施設

みなとみらい 21 新港地区内の全ての港湾法第 2 条に基づく緑地、道路

道路の整備に関する事項

対象：(建) (工)



新港3号線（万国橋通り）



臨港幹線

景観重要公共施設に指定する道路は、景観形成項目1～10に加え、以下に整備に関する事項を定める。

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

景観重要道路に関する共通事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は表6-1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

また、のほか、景観重要道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

新港3号線（万国橋通り）

- ア 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はイチョウを配置する。
- イ 歩道部の舗装面の素材は、レンガとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、レンガと調和するものを使用する。
- ウ 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

臨港幹線

- ア 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はクスノキを配置する。
- イ 歩道の舗装面の素材は、石又は擬石平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、石又は擬石平板ブロックと調和するものを使用する。
- ウ 車道照明と歩道照明を分離して設置する。



その他の道路

ア歩道の舗装面の素材は、土系平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、土系平板ブロックと調和するものを使用する。

橋梁 新港橋、万国橋、国際橋

ア 新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。

イ みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。

ウ 水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。



万国橋



地区の玄関口としての橋（国際橋）

上記に加え、以下の関連する項目も参照してください。

橋詰め空間について

水際空間に関する事項 行為指針 2 [P25]



橋梁の照明について

夜間景観の演出に関する事項 行為指針 2 [P47]



汽船道について

港湾施設の整備に関する事項 [P52]





■ 道路占用に関する事項

対象：(建) (工)

(道路法(昭和27年法律第180号)第32条の占用許可の基準)

・ 占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

(a) 良好な街並みを維持するために、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、及び添加広告は、新たに設けることはできない。ただし、催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のない場合は、この限りでない。

(【関連】屋外広告物に関する事項 行為指針1)

(b) 新たに設ける街灯等、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある意匠とする。

(【関連】建物デザインに関する事項 行為指針6)

(c) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小規模なものとし、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある意匠とする。

(【関連】建物デザインに関する事項 行為指針6)

(d) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、フラワーポット、ベンチ、掲示板(表示面は除く。)案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン(マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安)、ダークグレー(マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安)を基調とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設ける場合

既に受けている占用許可の更新を行う物件で、外観を変更することとなる行為が生じない場合

(【関連】色彩に関する事項 行為指針6)

港湾施設の整備に関する事項

対象：(建) (工)

景観重要港湾施設は、景観形成項目1～10に加え、以下に整備に関する事項を定める。

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。



ゆったりと海が楽しめる水辺



新港埠頭花崗石舗石道

(a) 港湾緑地

港湾緑地に関する共通事項

- ア みなとらしさが感じられるよう、海に向かって視線がとおり開放感のある空間とする。
- イ 水際は、「水際線プロムナード」と連続性の感じられるしつらえとする。
- ウ 緑地内の設備及び施設等は、新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。
- エ 緑地内の設備及び施設等の色彩は、表6-1を目安とする。
- オ 水際の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。
- カ 橋に接する部分において、特徴ある橋詰め広場を創出する。

また、のほか、景観重要港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

赤レンガパーク

- ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、図に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫の2棟間から横浜港大さん橋国際客船ターミナル及び横浜ベイブリッジへの眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
- ウ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫など歴史的資源と調和した形態意匠とする。
- エ 計画図に示す「横浜3塔への眺望の視点場」及びその周辺は、魅力ある視点場を創出する形態意匠とする。

自動車道

- ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
- イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、橋梁や旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

運河パーク

- ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、図に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状



等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

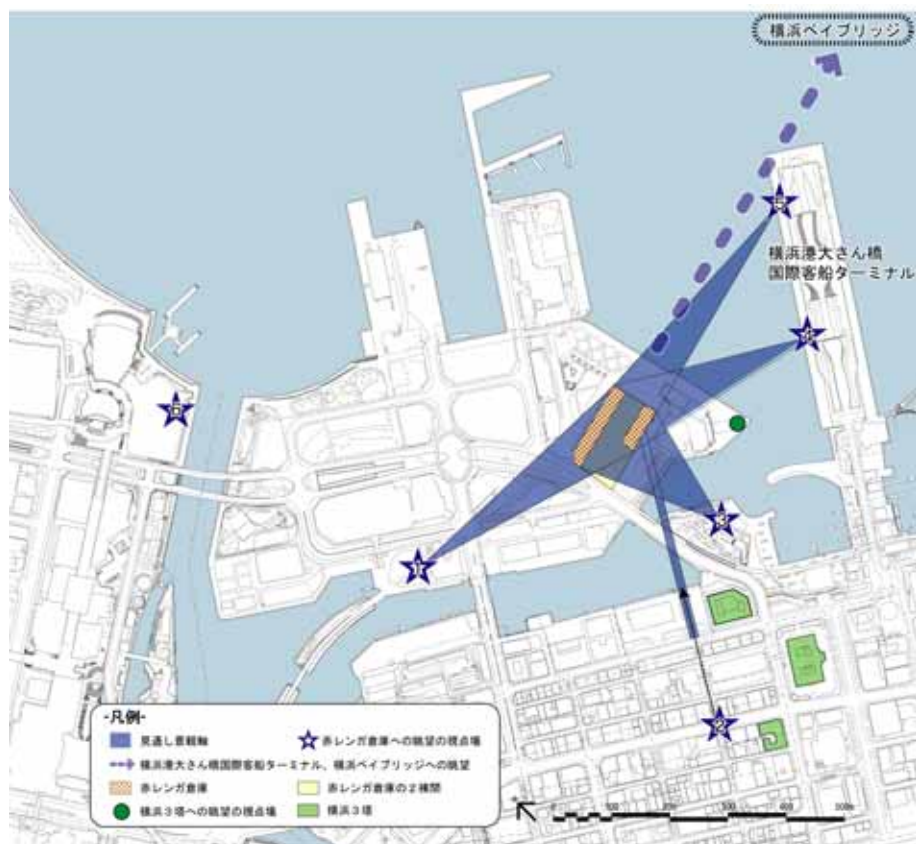
新港中央広場

ア 7街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。

イ 8街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、図に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

新港パーク

ア 緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。



見通し景観軸

(b) 港湾道路

建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。

建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は表6-1を目安とする。

道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

12 イベント時の緩和に関する事項

基本的考え方

- ・オープンスペースは街の賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行います。
- ・イベントを行う場合、占用期間に応じガイドラインの一部を緩和します。

* イベント：規模の大小によらず、あらゆる行事など期間を定めて行う催し物をいう（同一の内容・物件等の販売促進を断続的に行うものを除く）

* 占用期間：設営完了から撤去開始までの日数



イベントによる賑わいの創出

- ・ 景観形成項目 1 から 10 におけるイベント時の取り扱いをまとめて表現します。
- ・ 都市景観協議については、協議の中での取り扱いを示します。

別表 緩和基準

	7日以内	7日を超え 30日以内	30日を超え 90日以内
(1) 建物高さについて	・ 緩和しません。		
(2) 見通し景観について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤レンガ倉庫の一部が視認できることとします。 ・ 赤レンガ倉庫の2棟間から横浜ベイブリッジ等への眺望の基準は緩和します。 		
(3) 色彩について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賑わいに寄与するものと市長が認めた場合、緩和します。（緩和基準） 景観形成基準（景観計画）に示す色彩に加え、無彩色、コーポレートカラー、イメージカラーは使用を認めません。色数はなるべく少なくします。目安としては3色程度とします。 		・ 緩和しません。
(4) 屋外広告物について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外構のフェンスや手摺りに設置するもの、広告旗、のぼり旗、立看板（可動式のもの）壁面看板、そで看板、広告塔、広告板は、景観形成基準（景観計画）を緩和（適用除外）し、景観協議において以下の内容により質の高い広告景観をつくります。 - 外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物は、壁面看板の基準を準用する。 - 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するものは、間口4mに対し1本以内とする。 - 立看板（可動式のもの）は、複数設置する場合には、1壁面に対し2か所以下とする。 - 壁面看板、そで看板、広告塔、広告板は、景観計画に定める壁面看板の基準を準用する。 		
(5) その他の事項について	・ 緩和します。	・ 景観上支障がないと市長が認めた場合、緩和します。	

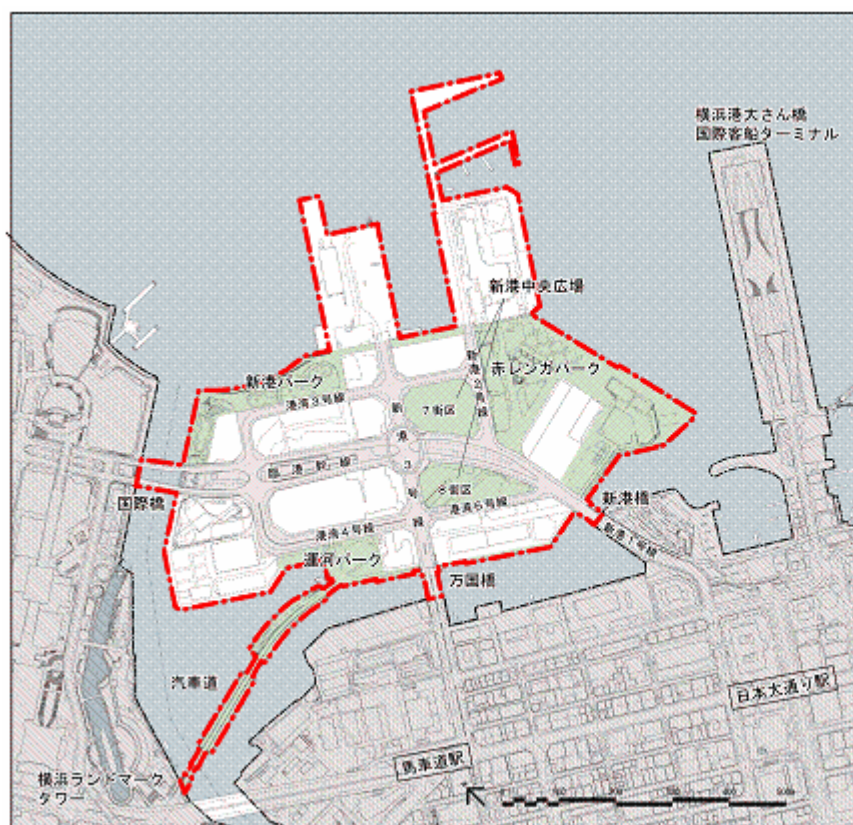
手続きは、景観計画の届出期間（30日）を短縮します。短縮期間は別途定めます。

その他90日を超えるもので、市長が景観上支障がないと認めた場合、緩和します。

（緩和については、規模等により、横浜市都市美対策審議会の意見を聴く場合があります。）

(資料編)

計画図3の1



【凡例】

--- 横浜市景観計画区域
(みなとみらい2.1新港地区)

景観重要公共施設

景観重要港湾施設

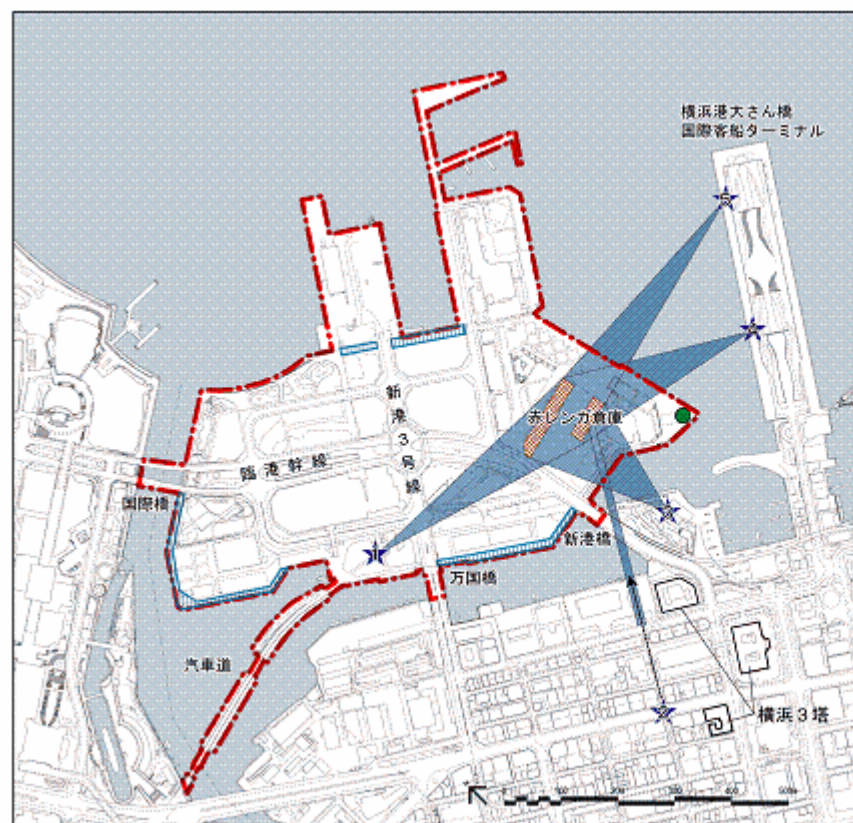
みなとみらい2.1新港地区内の全ての
港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路

みなとみらい2.1新港地区内の全ての
道路法第2条に基づく道路

図名：計画図3の1
横浜市景観計画（みなとみらい2.1
新港地区）区域等

計画図3の2



【凡例】

--- 横浜市景観計画区域
(みなとみらい2.1新港地区)

水際線プロムナード

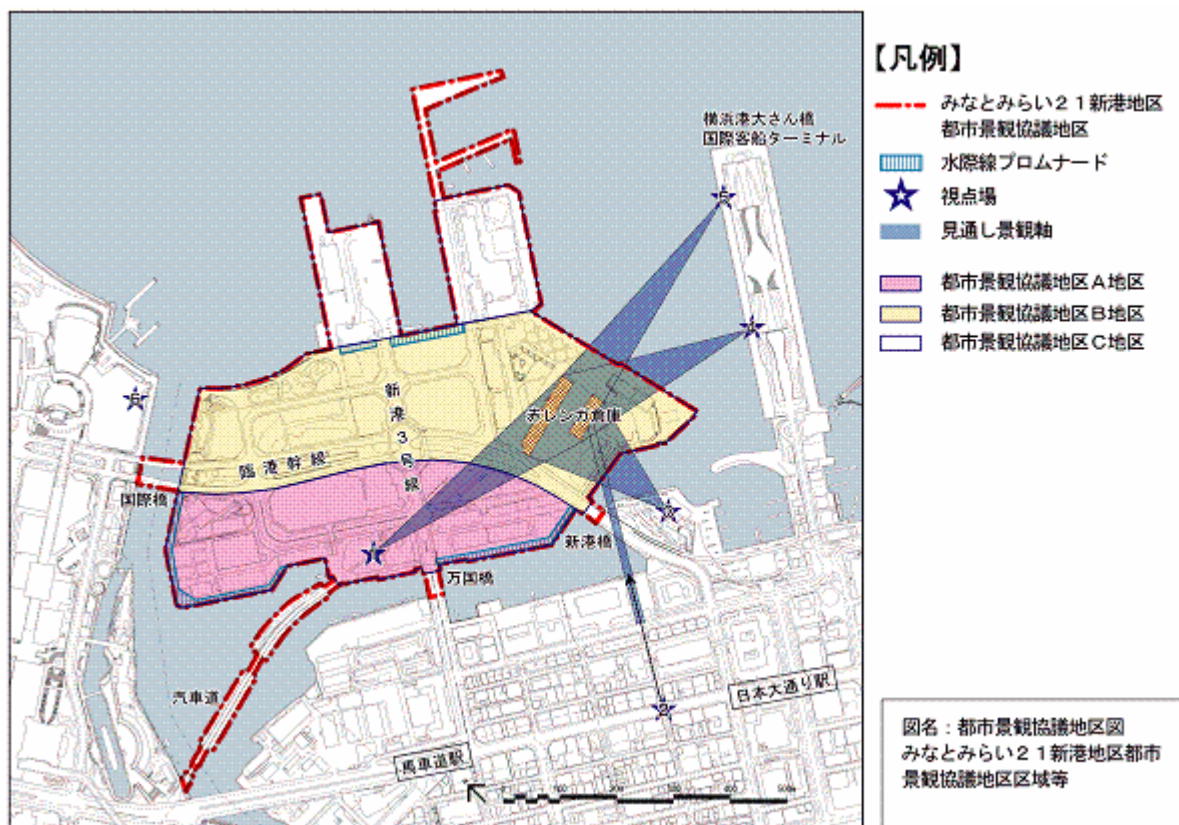
★ 視点場

見通し景観軸

● 横浜3塔への眺望の視点場

図名：計画図3の2
水際線プロムナード、視点場、
見通し景観軸

都市景観協議地区図



用語解説

建築物の部分

建築物の低層部：建築物の地上からの高さ 0 m以上 10m未満の部分。

建築物の中層部：建築物の地上からの高さ 10m以上 20m未満の部分。

建築物の高層部：建築物の地上からの高さ 20m以上 45m未満の部分。

色彩

マンセル表色系(まんせるひょうしょくけい):色を定量的に表すもの表色系で、色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表している。

色相(しきそう):色味のこと赤(R)系、黄赤(YR)系、黄(Y)系、緑黄(GY)系、緑(G)系、青緑(BG)系、青(B)系、紫青(PB)系、紫(P)系、赤紫(RP)系の環状に表される 10 種類からなる。ひとつの色相はさらに 0 から 10 までの数字を組み合わせて表示される(一般的には 2.5、5.0、7.5、10.0)。

明度(めいど):色の明るさを 0 から 10 までの数値で示し、10 に近いほど明るい色になる。

彩度(さいど):色の鮮やかさを示し、無彩色を彩度 0 として、数値が大きいほど鮮やかな色になる。

見通し景観

見通し景観(みとおしけいかん):定めた視点場から、眺望対象である赤レンガ倉庫まで見通せる景観のことをいう。

横浜 3 塔(よこはまさんとう):神奈川県庁本庁舎(キングの塔)、横浜税関本関庁舎(クイーンの塔)、横浜市開港記念会館(ジャックの塔)を総称して横浜 3 塔という。3 塔を一望できるスポットは、横浜港大さん橋国際客船ターミナル、赤レンガパーク、日本大通りなどがあり、全てまわると願いごとがかなうと言われている。3 月 10 日は“横浜 3 塔の日”。

スカイライン:建築物群の頭頂部などが空を区切って形成する輪郭。みなとみらい 2 1 中央地区のランドマークタワーからクイーンズスクエア横浜、パンパシフィックホテル横浜、パシフィコ横浜が形成するスカイラインが有名。

シークエンス景観(しーくえんすけいかん):見る人が移動することで変化する一連の景観のこと。

照明

色温度(いろおんど):光の色味を表す指標を色温度という。数値が低ければ赤みを帯び、高くなれば青白くなる。[単位:K(ケルビン)]

ライトアップ:夜間に公衆の観覧のために、一定期間継続して建築物等の外観に行う照明(景観法でいう特定照明)。

屋外広告物

壁面看板(へきめんかんぱん):容易に公衆の目にふれる建築物その他工作物及び地下道の壁面を利用するもの。

屋上看板(おくじょうかんぱん):建築物から突出して設置する屋外広告物で、建築物の上部に設置するもの。

広告塔及び広告板(こうこくとうおよびこうこくばん):地上に独立して設置する屋外広告物。

そで看板(そでかんばん): 建築物から突出して設置する屋外広告物で、建築物の壁面の側面に設置するもの。

箱文字(はこもじ): チャンネル文字とも呼び、文字部分のみの厚みのある形状で、下地のないもの(切り文字のこと)。

その他

近代港湾(きんだいこうわん): 岸壁、上屋、倉庫、起重機、鉄道等が整備された港湾。

みなとの機能(みなとのきのう): 客船など船舶の係留施設やふ頭及びそれにかかわる土地利用。



横浜市港湾局